プロレタリア通信

第３１号
1997年11月1日
定価１００円

連絡先
〒179-91
東京豊島郵便局
私書箱59号

振替　東京0-191397
アジア政治経済研究所

有事・戦時体制づくりを粉砕せよ

羽山太郎

有事・戦時体制づくりを粉砕せよ。

われわれは、一昨年から「有事体制」「戦時法整備」に断固反対する立場からプロレタリア通信紙上で論陣を張ってきた。

われわれの主張に、「冷戦も終結しこの連合の時代に有事立法などあり得ない」と冷ややかに言い放つ有知識人にいく度か出会った。

われわれは予測や予想として警鐘を鳴らしたのではない。あの６０年、７０年の二度にわたる戦いが敵ブルジョワジーをして震撼せしめ日米安保の自動延長をもたらした。

今次、日米安全保障委員会による「日米防衛協力のための指針」決定こそは、いわゆる二大勢力の崩壊によって混沌とした時代、何時何処で何が起こっても不思議ではない。世界情勢の反映なのである。いわゆる、二大帝国主義による支配の崩壊は同時に、アメリカ帝国主義をはじめとする６大帝国主義の人民支配をも不可視たらしめたのである。とりわけ、アジア諸国は８０年代後半から著しい資本主義的発展と市民社会化が進行した。すなわち、賃金格差、貧富の差を拡大し国境を越える人民反乱の契機を自らつくり出したのである。加えて、過剰生産と帝国主義間競争は、自動車からマルチメディア、そして労働市場をも巻き込んでし烈をきわめているのである。

一方、反帝国主義勢力は、８０年代以降完全に意気消沈したように喧伝されている。だがしかし、問題は、市民社会・生活に深く浸透して、子供から老人に至るまで反乱を個別にしだしたのがこの十数年の事象である。何時こうした子供たち老人たちの個別蜂起が社会的反乱となるかは誰も予測できない。しかも、農民は農民としての独自利害から政党を組織しだしたし、いわゆる環境派・エコロジストも「生活保守」からの食糧の共同購入から一歩踏み出し、ごみ問題、生ごみの堆肥化などとして農村農民との連携をさぐる動きへと発展してきている。

日米帝国主義両軍の基地をかかえる当該自治団体はもとより、その周辺団体も騒音をはじめ軍人による風紀のみだれと訓練の危険を告発するところまで市民運動によってつき動かされるまでになってきているのである。こうしたわれわれの運動こそが敵を追いつめてきた原因なのである。

われわれが一昨年来有事法制化の危険に警鐘を鳴らしたのは、われわれ自身の運動の発展に確信をもっていたからである。敵ブルジョワジーは、アジアの帝国主義体制安定を願っているのであり、その要めである日本帝国主義に揺るぎがあってはならないのである。この指針言うところのアジア太平洋地域の中心とは他でもなく日本帝国主義そのものである。

琉球・沖縄人民の「基地全面撤去」とは必ずしも「本土移転」ではなく、文字通りに全面撤去なのである。琉球・沖縄の人々は確かにヤマトに対するウラミ、ツラミはある。だが、同じ悲劇を求めているのではない。そうではなく、むしろ日米両軍の軍事基地のこの地域からの排除をこそ求めているのである。「命どー宝」「平和ゆー」のこの合い言葉こそは、いくさにまつわる一切のものの拒否なのである。

琉球・沖縄の人々のなかで、独立を主張する感情とは、二度三度の悲劇をくり返したくないという想いであり、ヤマトこそ独立した精神を獲得せよと迫っているのである。「沖縄の独立」とは、実は「ヤマトの独立」のことであるのだ。このことをはき違え、自らのふがいなさを棚上げして一方的に琉球・沖縄に想いをよせ「沖縄の自決権」を鼓舞し、独立せよ！などとよびかける有知識人がいるとしたら、それこそヤマトの恥と知るべきである。

とまれ、われわれはかぎりなく敵ブルジョワジーを追いつめてきている。さらに、歩を進めるためには、街頭闘争を強めることは言うまでもないが、行政の下請機関化している町内会・自治会、あるいはＰＴＡなどを問わずあらゆる機会を捉えて公然と戦時体制を批判してゆかなければならない。中山間地農村といえども「日本有事」には、精神・物資を否応なく動員することを指針は唱っているのであって、地方だからと言ってはいられないのである。これらのことは、言い換えれば、われわれは、地域に根を張らなければならないと言う事なのだ。自分たちとその周辺にしか通用しない専門用語で事足りるとしてきた旧慣は改めなければならないのである。ブルジョワジーは、ますます人民とかけ離れ、法律用語でコリ固まろうとしている。先に、政府地方分権委が公表した「米軍駐留軍特措法」の改悪案にみるように、憲法や民法、商法に如何に矛盾しようと権力「国家護持」のためにはなりふりかまわず新法をゴリ押ししようとしているのである。

これこそ戦後はじめての国家の危機を示して余りあるものはない。

新日米防衛協力指針を断固粉砕せよ。

ごみ問題と農業

農民連合東京　坂井輿直

私達農民連合東京は今年の7月21日～22日と、ネットワーク農縁呼びかけのレインボープラン見学ツアーに参加しました（「豊島・健康と環境を守る連絡会」からも参加）。

そこで、前回のプロレタリア通信への投稿に引き続き、「ごみ問題と農業」（続）として、実際に長井市のレインボープランが動き出した現場を見聞しての報告を中心に、若干述べてみたいと思います。

1　レインボープランが動き出した

山形県置賜地方、長井市のレインボープランは今年の2月からの生ごみの分別回収の開始によって動き出しました。人口約3万3000人、約9000世帯のうちの4900世帯の非農家の市民の家庭から出る生ごみ（年間約1200トン）を養糞700トン、籾殻300トンなどと合わせて、年間約800トンの堆肥を作ります。この春先には堆肥の生産が間に合わなかったので、まだ畑にどっと堆肥は出ておらず、主に自家野菜の畑に出ている。今年の秋作から本格的に農家に堆肥を供給することになり、これからが、正念場である――ということでしたが、私達はそのような段階の現場を見学してきたわけです。

以下、まず、見学ツアーの経過にそって報告していきます。

2　菅野芳秀さんのお話

7月21日の午前中に私達は長井駅に着き、旅館で昼食をとりました。菅野芳秀さんは忙しくて来れないということだったのですが、午後になって菅野さんが、やはり自分が案内したいからということでやってきてくれました。3時からの農家まわりまで、まだ時間があるということで、菅野さんからレインボープランの立ち上げにいたる経過と、現在の状況を中心に説明を受けました。

レインボープランの立ち上げにいたる過程については別にとりあげることにして、現在の状況についての菅野さんの説明のポイントは以下のようなものでした。

イ　「田舎のねずみ、都会のねずみ」という話があるが、レインボープランは今日、都会が豊かで、いったん都会に出ていくと田舎に帰れない人が多いのに対して、田舎の豊かさをとりもどす試みである。

国からの政策がなかった中で、市民が推進した地域政策であり、地域からの視点を基本にしている。地域循環ということ。

ロ　現在、順調に生ごみが出ており、よく分別できている。しかし、問題は、荏原製作所が作ったコンポストプランである。汚水が出る等々の欠陥がある。北海道の長沼町でもプラントを作り、同じ失敗をしているのに、そこからなにも学んでいない。荏原製作所の発想は、堆肥が出来るのは微生物の働きによるのに、機械で撹拌すればよいという考えで、根本的に問題がある。だから彼らは、メンテナンスの技術を持ち合わせていない。北海道の長沼町の人たちは自分たちで工夫してプラントを直した。菅野さん達もそこから学んで、今、苦労しながらメンテナンスをやっている。汚水が出ることについてはBMWの活性水を導入し、液肥にするということで、解決する方向。

ハ　出来た堆肥は安価で、評判も良い。レインボー野菜の評判も良い。これから作物の種類も多くする予定。秋野菜から本格的になること。

ニ　レインボープランは農業にとっての土作りをどうするかということから発想。可燃ごみの34％は減量できているが、ごみ問題の解決というところから始めたものではない、町の台所からの土作りということ。マチとムラ（長井市は真ん中にマチ＝非農業地域があり、それをムラ＝農業地帯が囲んでいます）をつなぎ、地域の自給率を高めようというもの。

ホ　森が1㎝の表土を作るのに1000年かかると言われる。今日、アグリビジネスの支配がグローバル化しており、いわゆる規制緩和が進み、食品輸入が拡大している。畜産の主導権もアグリビジネスに握られて、家畜が日本にいなくなりつつある。家畜は海外でうんこをしているといった状態であり、農家にとって必要な堆肥の材料がなくなってきている。これをどう解決するのかというところから考えていった。また地域自給率が低下しており、農作物はみんな中央へ出荷されてしまう。これをどう解決するのかということをも考えた。

ヘ　地域を良くするためには、官も民も同じ立場になる。市役所の農林課の人々がレインボープラン推進室をになっているが、市長直下にレインボープラン推進室は設置されており、レインボープランを町作りの根本にすえるということになっている。

別にレインボープラン推進協議会があるが（本年3月発足）、そこでは、教育も福祉も、衛生も、商工観光もタテ割りでなくて地域の資源の前の平等ということで、一つのものとして取り上げられていること。農協、婦人団体、消費者、商工会、医師会、行政などによる推進協議会の構成。そこでは行政も横並びになっており、お互いが、地域の循環の中の自分の位置と役割を理解している。

ト　これから5つの専門委員会が立ち上がってゆく。企画開発委員会、コンポストセンター委員会、生産委員会、流通委員会、認定委員会。専門委員会のことは、夜の討論会の報告のところでまとりあげます。

チ　平市長はレインボープランに政治生命をかけると言っていること。自民党の県会議員もレインボープランの推進を公約にしていること。

3　田畑見学

菅野さんの説明をうけたあと、午後3時より旅館のバスにのせてもらい、レインボープランの準備過程からモデル地区として、堆肥を受け入れ

たり、協力したりしてきた、3人の農民を訪問しました。まず訪れたのは、ハウスでほうれん草を作っているAさんのところでした。Aさんは、

イ　堆肥の効果はあるが、天候不順などの影響をうけ、収量が少なかったり、作物の出来、不出来があったりしたこと。除草剤を使わないので草取りも大変。

ロ　出来た野菜の評判は良く、地場物ということで良く売れる。レインボープランの野菜であるということでは売っておらず、誰さんの作った野菜ですということで売っている。

ハ　しかし、ハウスに70万投資しており、あまりハウスに手をかけないようにはしているが、ここ何年かで投資分を回収できるかどうか、トントンというところ。

レインボープランの理念は支持しているが、レインボー野菜をこれ以上多く作るつもりはない。等々、とても卒直に話してくれました。

農業用ビニールの問題が、夜の討論で出されましたが、これについては後述します。

次に訪れたのは、稲作をやっているBさんのところです。Bさんは米の産直もやっているとのこと。Aさんは今年から試験的にレインボープランの堆肥を入れた田を一反歩作りはじめたそうです。Aさんと同じく、とても卒直にBさんがいろいろ話してくれた中で、私が印象に残ったのは、

イ　自分がやっている農業はとても有機農業とはいえない。除草剤も使っているが、最近は稲にイモチ病のきざしが見えたので、農薬の空中散布も受けたこと。空中散布を断ろうと思ったら、旗を立てて断れるようになっているが、それが出来なかった。

ロ　山形県では1反あたり12俵とる農家もある。自分のところは10俵くらいだが、いずれにしても収量を上げようと思うと、水田に無理をかけなくてはならず、農薬も化学肥料も使わざるをえない。

――という点でした。これも夜の討論で出されたことですが、長井市の農家の90%は稲作農家ということです。

実際の農業経営と、有機農業との間には、解決しなくてはならない多くの問題があるということはさまざまの人々が指摘していることですが、Aさんにせよ、Bさんにせよ、そのような矛盾の中で、何とか解決の方向をさぐっているようです。卒直な発言にかえって好感が持てました。

最後に訪問したのは露地野菜をやっているおばあちゃんのCさんの畑です。一見して、おかしなかかしがいくつも立っていたり、面白い変わった農業をやっているなと思いました。この畑は農家の女性達が20～30人ほどでやっているそうです。朝市などに出荷しているので、規格には関係なく、私達はおばあちゃんからスイカとダイコンを買いましたが、このスイカとダイコンもずいぶん大きいけれど形のかわったものでした。

堆肥のすきこみ、野菜の出荷など、力のいる仕事は、青年達が手伝ってくれること、野菜を売った収入は女性達のものになること。20～30品目の輪作をやっていること。畑は1反歩もない狭いものでしたが、多品目少量生産というわけです。Cさんはとても元気で快活でした。女性と高齢者が有機農業の担い手になりつつあると言われますが、Cさんからはそのようなパワーを感じました。

Cさんの畑は丘の上にあり、長井市全体を展望できます。山に囲まれた盆地ですが、真ん中にマチがありそれをムラが囲んでいる様子が良くわかりました。

4　夜の討論

①　レインボープラン推進室からの報告

夜の討論には菅野さんと一緒に、レインボープラン推進室から、横山さんと飯沢さんが来てくれました。菅野さんは横山さんと飯沢さんを討論の中心にするということでほとんど発言しませんでした。

まず、横山さんの報告から、討論は始まりましたが、骨子は次のようなものでした。

イ　市民から回収した生ごみ1200トン、畜産農家が提供する畜糞700トンに籾殻300トンその他をまぜて、年間800トンの堆肥を作る計画。当初畜尿200トンも使用する計画だったが、含水率が多いなどの理由でほんの一部しか入れていないこと。

ロ　ごみ収集は軌道にのっており、異物混入問題はない。バケツコンテナを配置して回収しているが、コンポストセンターでバケツ空け、水洗などをやっている3名は高齢であり、重労働である。週2回の回収だが、悪臭がする。工場では送風機などで臭いを飛ばすようにしているが。

ハ　今の荏原製作所のプラントには、汚水が出るなど問題点が多く、限界がある。だが出来た堆肥は普通の堆肥の基準を満たしている。塩分は0.59～0.71%で、普通の牛堆肥は0.8%だからそれより少ない。C/N比（炭素率）が高いが、これは熟成期間が短いことによる。熟成期間は長いほうが良いのだが、供給するのに間に合わない。

ニ　秋作に向けた堆肥希望の農家の募集を7、8月からやること。これからが本当の立ち上がりである。レインボープラン推進協議会に設置する専門委員会を5つ作る計画だが、やっと1つが立ち上がったところ。これからの実践が課題であり、レインボープランをすばらしいものにするのはこれからである。

次にレインボープラン推進協議会について、飯沢さんが報告しました。

イ　現在、地域循環スタートを切ったところだが、いろいろな課題が出ている。ごみ問題と地球環境問題との関連等々。

ロ　5つの専門委員会をこれから立ち上げていくが、現在人選を終えたところである。時間をかけたので価値があった。住民がゆっくり育てたと言える。行政の場合、プロジェクトに補助金が出てから動くが、レインボープラン立ち上げの経過はそのようなものではなかった。

ハ　あせってもしょうがないので、今、出てきている問題点を一つ一つ検討しながら、人々の納得いくかたちで進めてゆきたい。

飯沢さんの報告の骨子は以上のようなものでした。

②　質問と討論

討論は横山さんと飯沢さんに対する質問を中心に行われました。まず荏原製作所のプラントの問題点についてもう少しくわしく説明してほしいという質問について横山さんが回答しました。

イ　プラントの前処理過程に余計なものがある。例えば破砕処理機だが、これは使っていない。分別が良く出来ているので必要がない。フォークとかナイフとかが混ざっていることがあるが、これは磁選機にかかる。残りは振動篩にかかる。汚水が出ないはずと思っていたが出るのが悩み。

ロ　プラントの維持費に年間2100万円、生ごみ収集業務に400万円かかる。堆肥の売り上げが270万円となる。生ごみを焼却した場合、2200万円かかるので、焼却した場合と比べて、トントンというところ。

次に、いろいろな課題が出ているという中味をもう少しくわしくという飯沢さんに対する質問があり、回答は次のようなものでした。

イ　農産物の有機栽培を目標にしているが、どれくらいの質の堆肥が作れるかという技術上の問題がある。

ロ　また、生産者と消費者

が共同して、レインボーブランドの表示のための基準作りをしなくてはならない。更に、レインボーブランドの農産物について上乗せして価格をつけられるのかどうか、消費者が買うのかどうかという問題もある。

ハ　流通のパイプを作っていかなくてはならないが、地域外の市場に出すのかどうか。朝市などの組織化の問題。

ニ　農家経営が安定するまで、行政が補助金を出すのかどうか。

ホ　消費者に対する教育も必要である。

以降の質問と討論は、切れ目なく続き、最後は、この討論はなぜかえんえんと続くからということで打ち切りになったほどです。討論の中で出た主な議論をまとめると以下のようでした。

イ　消費者団体にどのようなものがあるか。消費生活の会（数１００軒）、婦人会、女性の会など。ごみ集積所、ステーションは２２０基地ある。回収しているのは行政が民間委託している業者。二重底の水切りできるバケツを各家庭に配布。それを住民が集積所に配置されたバケツに空ける。

ロ　堆肥の売れ行きの現状。１５kg（２８０円）の袋と５kg（１５０円）の袋は家庭菜園をやっている市民、花を育てている市民が買ってゆく。農家用はトラックでバラ売り。１トン４０００円。農協に申し込みをする。

ハ　農協から、籾殻を確保してもらった。農協もレインボープラン推進協議会に入っている。しかし、農協の中では抵抗も残っている。専業農家１３２戸、第１種兼業農家４３６戸、第２種兼業農家１５５０戸、合計約２０００戸、そのうち、販売農家は１７５０戸となっているが、レインボープランの堆肥を受け入れ、協力している農家は３９戸である（５割が専業農家。第１種、第２種兼業農家が５割）。大農家はどうしても東京へ顔が向く。レインボープランは小さな部分から始め、生産者の顔が見える消費者との関係を追求しているが、物流の組織化についても、利がからむ以上、農協は２分されている。

ニ　学校給食にレインボー野菜を使うなら、レインボープランに参加する農家も増えていくはずであり、そのような運動を進めるべきだという意見について。もちろん学校給食のことも射程に入れているが、今すぐとなると作文になってしまう。学校や病院でレインボー野菜を食べてもらおうとすると、あと堆肥は５０００トン必要となる。コンポストプラントもあと６つくらい必要となる。堆肥の供給のための籾殻も必要となってくるし、生ごみだけでは無理なので畜糞の利用を増やし、食品加工場の残さを利用するなどのことも考えなくてはならない。

ホ　現在はレインボープランの農作物です、という認証はしておらず、それをこれから準備する。今は農協のルートを通じて売っている面もある。地場物に対する信頼は高いが、地場物の表示は白鷹・川西など置賜地方の他地域のものも含めて行われている。

ヘ　ハウスなどの農業用ビニールはどう処理しているのかなど、ダイオキシンとごみ焼却関連。不燃ごみ、産業用ビニールとして、業者が回収し、福島県の産廃処理場に埋め立てている。野焼きはやっていない。学校その他の小型焼却炉はあるが、焼却灰は回収し、埋め立て処分。乾電池は分別回収。ごみは燃やさないということは確認しているが、全面的に解決するのには時間が必要。

ト　市議会に対する働きかけはやっているのか。議会対策もやっているが、長井市３３０００人のうち、専門委の立ち上げにより、５０～６０人の核ができる。これまでは１０～２０人が中心で、８年間３００回以上の諸団体との話し合いを積み重ねてきた。このことをふまえ、専門委でさまざまな課題を一つ一つ解決していこうとしている。コンポストセンターについては地域市民リサイクル事業として、経費約３億８千万のうち、国が、５０％、県が９％、長井市が４１％を出している。

チ　長井の農家全体の中で、稲作農家の割合は９０％である。レインボープランは現在のところ、野菜が中心なので、稲作農家また大規模農家をどのように組織化するのかということはこれからの課題である。しかし、朝市などでは消費者がトラックからコンテナを降ろす作業をするなどの協力が得られている。また女性・高齢者に有機農業の担い手としての力があること。

リ　今日の時代背景を考えるべき。たとえばじゃがいもの食味が落ちているが、消費者の味覚はそれを感じ取っている。消費者の質、ニーズも変わってきていること。頭のチャンネルを切り替えてみるべきだ。そのことによって、もっと大きなパワーで諸問題の解決をめざすことができるのではないか。全国産直リーダーフォーラムのように有機農産物について生産者の自主基準を作るという動きもある。

ヌ　有機農業の展望はある。大気汚染の問題にしてもアトピーの問題にしても戦争で大量に人が死ぬのと同じことが、今日ではゆっくりと進んでいると良く言われるが、消費者はそのことを感じとっている。今日、デパートや量販店などでも有機農産物が良く売れているのは、単なる安全志向、健康志向ということではない。更に２０００年にはＷＴＯ再交渉となり、米問題ももう一度問題となってくるので、稲作農家に対する働きかけできるはず。そのことをふまえ、問題を一つ一つ解決していくということで良いのではないか。

質問と討論はこのような議論の後も、更に続こうとしましたが、先に述べたように、打ち切りとなり、最後にあまり発言したかった人が、討論に参加した感想を述べて終わりました。山形県庄内地方、新庄市から参加した２人の農民、ごみ問題に関わっている２人の女性の発言は以下のようなものでした。

イ　新庄市は米の単作に近い。しかし、地場産直で生産者の顔が見える消費者との関連を作っていくことは良いことだし、自分達も追求している。レインボープランは、何でもみんなで考えて決めていくというところが良い。

ロ　自分達の出したごみのゆくえを消費者が見定めることがたいせつ。ごみを汚いものと思わないこと。護美の会というのが、自分達のサークル。

5ごみ出し、及びコンポストセンター見学

７月２２日の朝、私達は旅館のバスで市街地まで行き、ごみ出しの状況を見てまわりました。バケツコンテナの生ごみはたしかによく分別されていました。粗大ごみの集積所にも行きましたが、町内会が責任を持って集めていました。テレビなど粗大ごみの他に、焼却灰の袋も集められていたのが、目につきました。

朝食後、またバスで、長井市役所まで行き、レインボープラン推進室の横山さんを訪問、横山さんから資料をもらい、簡単な説明を受けた後、コンポストセンターを見学に行きました（長井市には１人１０坪、１５０区画の市民農園があり、そこからも堆肥の需要があるそうです。堆肥はサラサラして使いやすく、評判が良いとのこと）。

コンポストセンターは全体の建物面積２０００㎡のうち、

プラント棟１２６０㎡、事務管理棟１６８㎡、籾殻貯蔵棟３００㎡、土壌脱臭棟２４７㎡、トラックスケール棟３１㎡からなっています。このプラントの発酵方式は好気性バクテリアによる高速堆肥化方式です。工場の入り口に埋め込まれた金属板に「ウルグァイラウンド農業合意関連事業」といった意味が書かれていたのは（メモがないので不正確です）、国の金がウルグァイラウンド対策の農水省補助事業の一環として支出されたからでしょう。

横山さんからいろいろと説明を受けましたが、夜の討論会の中の説明と重複することについては省略します。横山さんは畜尿については塩分も多いが、この機械では処理できない。汚水についてはＢＭＷの活性水を利用して液肥にする方向で解決しようとしているが、北海道長沼町の人々が自分達でメンテナンスをやっていることからは、多くのことを横山さん達も学んでいると言っていました。苦労しながら、何とか自分達自身の技術を作り上げることによって、機械の欠陥を克服しようとしている横山さんの姿勢に頭が下がりました。

コンポストセンターの見学を終え、私達のツアーの日程は完了しました。

6　レインボープランのかかえている課題と、今後について

この原稿が読者の眼に届く頃には、秋作が始まっているでしょう。５つの専門委員会（企画開発委員会、コンポストセンター委員会、生産委員会、流通委員会、認証委員会）の活動も開始されて、レインボープランは新たな一歩を踏み出していることと思いますが、私達の見学ツアーでの見聞と討論をふりかえりながら、以下何点か述べてみます。

①　レインボープランの立ち上げの過程について

「２　菅野芳秀さんのお話」のところでは、別に取り上げるとしたレインボープランの立ち上げの過程について、ここで、まず、菅野芳秀さんのお話の骨子を報告しておくと以下のようです。

イ　レインボープランの立ち上げの端緒は、長井市が開催した「まちづくりデザイン会議」（１９８８年）にある。老若男女１００人を公募し、商工、農業、市民など９７人を集めて各分科会を作り１年間討論した。レインボープランの原型はここで出来た。この会議の成果をふまえ、「まちづくりデザイン研究所」が出来た。ここに菅野さん達も入っていった。

ロ　以降、レインボープランの実現を目指して、市民運動として活動を展開。婦人団体、医師会、商工会議所、農協などの諸団体、また行政をまきこんでいった。この過程で行政も飛躍した。

ハ　行政の企画した「まちづくりデザイン会議」がもとになったのだから、レインボープランはもともと行政主導であるという意見があるかもしれないが、それは間違いである。プランの原型が出来ても、お蔵入りになるのが、普通。それを許さずに市民運動として実現を目指したところにレインボープランの特徴がある。行政を包囲しながら、行政を敵にまわすことなく、行政がやりやすくなるような環境を作っていった。

以上のような点が、菅野さんのお話の要点でした。しかし、これだけでは不充分なので、昨年７月１１日の労働者主催の講演会での菅野さんの講演の内容や、「地域が主役だ」（社会評論社）の中の菅野論文、「地域循環農業への出発」などをもとにして、もう少し補足しておくと、以下のようです。

イ　レインボープランの前史には菅野さん達置賜百姓交流会（１９７７年結成）のさまざまな活動がありますが、そのきっかけは減反反対運動でした。この運動自身は、各村でことごとく村八分にあい、終息させられましたが、このことを契機にして置賜百姓交流会が作られたのです。

ロ　「ヘリコプターによる農薬の空中散布に依存しない米作りをしたいという動機から、減農薬米作りの運動を集落の農民とともに私がはじめたのは１９８６年のことだ。どこまで減農薬が可能か、私達と農協と生協の共同の実験圃場ができた。その圃場に託したものは、誰にでも出来る減農薬の米作りということであった。誰にでも出来るということにこだわろうとしたのは、そうでなければ面としての普遍的広がりがもてないからだ。

減農薬米作りには、他からの農薬が入り込まないようにするために団地化された水田が必要だ。目標とした団地には１５名の農民がいたが、そのうち１３名が参加してのスタートだった。……（菅野芳秀「地域循環農業への出発」）

ハ　このような運動を、さまざまな苦労を積み重ねながら、始めることによって、問題意識をつちかっていたからこそ（置賜地方の減農薬米作りの運動は高畠町をはじめとして、早くからあったのですが）、菅野さん達は１９８８年の「まちづくりデザイン会議」自体には参加しなかったけれども、この会議の考えを生かしながら（お蔵入りになることを許さずに）以降、市民運動としてレインボープランの実現を目指すことが出来たのです。

ニ　菅野さん達は「まちづくりデザイン研究所」に参加し、地域循環システムの考え方を発表するに至ります。

「幸い私たちの提案は好意をもってむかえられ、研究所に参加する仲間全体で推進していこうということになった。」（「地域循環農業への出発」より。）

ホ　研究所で、農業部門の構想を一緒に行っていた２人の友人と、協力して、菅野さんは「プロジェクトの趣旨」という文章を作成。長井市生活環境課に、調査活動のための予算的措置を要請。構想の実現にむけた「調査委員会」の形成のためのオルグに入り、「台所と農業をつなぐ・ながい計画」（略称、レインボープラン）調査委員会が、１９９１年６月に２６名の構成で発足するに至るのです。

ヘ　この「調査委員会」の形成の過程では、まず婦人団体、消費者団体を訪問し、次に商工会議所、市内の総合病院をまわり（菅野さんに、この原稿を書くために電話したときに、説明していただいたところによると、この段階で行政から５０万円の調査費をとることが出来、また行政から清掃事業所に連絡をさせたそうですが）、清掃事業所に協力を求め、そして行政（長井市生活環境課、農林課）の参加を要請し、最後に農協に要請に行ったところに特徴があります。

ト　調査委員会は１９９２年１１月から「台所と農業をつなぐ・ながい計画推進委員会」となり、市役所にレインボープラン推進係が設置されます。推進委員会の委員長に菅野さんが就任。委員会には生ごみ収集システム開発部会、堆肥流通部会、施設管理部会、流通開発部会が設置され、活動を進めてゆきました。

チ　以降の経過は省略しますが、本年１９９７年３月には、推進委員会はレインボープラン推進協議会として設立され直し、会長にはレインボ

ープラン推進室の横山さんが就任しています。

リ　ここで、への調査委員会の形成過程について、「地域循環農業への出発」から引用して補足しておくと以下のようです。

ａ　「婦人団体、消費者団体は、かねてから環境問題を暮らしの立場から考え、いくつかの実践を積み重ねていた。私たちは総会の場で、子の代、孫の代にこのような地域をわたしたいという具体的構想を述べた。その上で、『このままの状態がつづくなら、地域農業は崩壊してしまうだろう。地域農業の崩壊は、私たちの食生活の危機へとつながっていく。市民みんなの協力で農業を支え、豊かな食環境の定住圏を築こう。豊かな田舎町、日本一の田舎町を築こう』と訴え、賛同を得ることができた。」（一二〇～一二一頁）

ｂ「　商工会議所は、以前から『緑の地球財団長井研修所』という組織をつくり、環境教育にとりくんでいた。また、『日本ＩＥＣＯ委員会』の本部を長井市内につくろうとするなど、自立的な地域運営をめざしていた。『地域農業の現状は深刻だ。農民や関係機関だけでは支えきれない。地域社会全体で支えなければならないと思う。今ならまだ間に合う。業種を越えて力を寄せあい、地域農業の逆境を豊かな地域に変える好機としたい。力をおかしください』。説明のあと、日ををかず私たちの提案は受け入れられた。『商工ニュース』は『プロジェクトの趣旨』に基ずく計画を特集記事にして紹介した。」（一二一頁）

ｃ　「次に菅野さん達が訪れたのは市内の総合病院です。食と健康はプランの重要な柱であり、専門家としての医師の協力が必要でした。菅野さん達は地域の青果物の自給率の低さ（一〇％未満）とアトピーなどの都会病がおこることとの関連を説明して、地域医療にむけての知恵を出してくれるように要請します。『医師は協力を約束した。地域が安全な食物を地域に供給することで、病気にたいして根本的に立ち向かえることができる。』（『現代農業』一九九七年増刊。二〇六頁。武末高裕さんのレポートより）

ｄ　「次に行政の参加を要請するために市役所を訪問。『行政に行くことをあとにしたのは二つの理由があった。・・（中略）・・まず多くの市民、各界の人々が参加する受け皿をつくり、役所にとって動きやすい環境をつくることが先決だ、ということである。・・（中略）・・役所主導ではなく、市民主導あるいはイコールの関係を基礎とすることこそが、この「構想」の原動力となりうるのだ。以上が役所をあとまわしにした理由である。市の生活環境課はゴミの減量問題と資源化で、農林課は土づくりと地域農業の個性化という側面から、共に検討することとなった。』（一二一～一二四頁）」　この段階で五〇万円の調査費が行政から支出され、清掃事業所への連絡がいったことは先に述べたとおりです。

ｅ『そして最後に要請に行ったのが農協であった。農協も土づくりと家畜の糞尿問題などから『調査委員会』への参加を表明した。』（一二四頁）

②　レインボープランのかかえている課題と今後

さて、以上のようにレインボープランの立ち上げの経過を検討してみると、私達の見学ツアーでの七月二一日の夜の討論では、私達に大きな認識不足、不勉強があったことがわかります。

「七年後の現在、除草剤一回のみか、あるいはそれに殺虫剤一回使用の米づくりが定着した。空中散布が止まった面積は、転作畑を含めれば五〇ヘクタールに及んだ。私たちはこれを一〇〇ヘクタール、三〇〇ヘクタールへと拡大したいと思った。しかしそこで壁にぶつかったのである。それは面としての、少なくとも自治体単位での減農薬栽培を目標とすれば、なおさらその壁がはっきりしてくるのだ。その壁とは何か。それはつまり、それだけ広い面積の「土づくり」をなにによってするかということである。」（『地域循環農業への出発』一一七頁）

そもそもレインボープランはこのような菅野さん達の減農薬米づくり運動からの問題意識があったからこそ先にものべたように「まちづくりデザイン会議」での提言を生かしながら、以降、市民運動としてレインボープランの実現を目指すことが出来たのでした。

ですから、私達が夜の討論で稲作農家の問題をとり上げたときの議論の仕方には問題がありました。菅野さん達の「土づくり」に関わる問題意識を私達がちゃんとふまえていたならば、もっと良い議論が出来ていたことでしょう。結論的に言えば、当面野菜を中心にした地域循環農業の実践から始めながら、稲作農家の組織化を目指し、自治体単位の減農薬栽培を目標とするということなのでした。この目標が実現するならば、それは画期的なものととなることでしょう。二〇〇〇年のＷＴＯ再交渉に対する、日本農業の側からの積極的対案ともなりうるのです。レインボープランはこうして、今後更にすばらしいものになっていく可能性をもっているのです。

（続く）

（注）　七月二一日の夜の討論では、ごみ問題とダイオキシン関連の議論もありました。今日の地球環境問題との関連でも大きな問題であり、レインボープランが今後解決していかなくてはならない問題の一つです。しかし、今回は報告者の坂井が急に入院することになったため、報告はここで中断させていただき、以下次号ということにしたいと思います。

職場から見た労基法改悪

大杉仁一郎

労働基準法って何だっけ？

司法試験でおなじみの六法全書。ページを開くと、民法や商法などと共に、労働基準法（以下労基法と略記）が掲載されています。しかしどうもこの労基法は最近では人気がなく、大学でも民法や商法と比べて、労基法を専攻し研究する人が少なくなったと言われ、あまりぱっとしない感じです。

私たち一人一人の生活の中に法律というものがどれほど息づいているのかという事に関して言えば、はなはだ疑問が出てきます。しかし、その中でも労働者が持つ権利について規定している労基法は、企業であるとでないとに関わらず、どこかに雇用されて働く者なら知っていて、当然のもののように思えます。ところが実態はそうなってはいません。労基法と言っても、それって何？と疑問を持つ人の方が多数派なのが現実です。自分がその職場で、働き続けていくためにも、どんな権利を持っているのか、それを規定した法律について、関心が薄い、そんなおかしな状況があります。

こうした現状は何によって引き起こされているのでしょうか？端的に言ってしまうと、労働組合が弱体化した事があげられます。わざわざ、「あなたたちの権利はこれだけあって、もし経営者がその権利を侵害したら、反論し、場合によっては、労働基準監督署に訴える事もできますよ」なんて、丁寧に説明してくれる、親切な経営者が存在するとはとても考えられません。労働組合が、そうした権利を労働者に伝える役割を果たしていくべきだと言えます。その労働組合が、組織率が低下し、社会的影響力を失ってしまっている、そんな状況です。

私は、職場で労働組合を組織している者の一人として、「労基法って何のためにあるの？」「労働組合の存在意義は？」、そうした根本的な問いかけに対して、具体的に応えていくべきだと思い、それを自分自身の課題としてとらえています。そうした問題意識から、現在、進行しつつある労基法改悪の動きに関して感じている事、そして、今後どう対処して行きたいと思っているか、述べたいと思います。

労基法が骨抜きにされようとしている！

現在、労基法の規定は大きく作り替えられようとしています。今年6月11日、男女雇用機会均等法の改正とセットで、労基法の女子保護規定を撤廃する法案が可決されました。女子保護規定とは女性労働者の深夜労働・休日労働の禁止、年間の時間外労働（残業）時間を150時間を上限とする事を定めた規定の事を指します。現在、日本においては、実態としてかなりの長時間労働が職場の中で存在する情勢の中にあっては、女性のみを対象としているとはいえ、時間外労働の上限を定めた唯一の規定を撤廃する事に対して労働組合、弁護士などから、反対の声があがりました。

しかし、労基法の見直しの動きはこれのみに留まっていません。今年7月2日、労働省は、実際に働いた時間にかかわらず、一定の時間、働いたとみなす「裁量労働制」をホワイトカラー層に拡大する労基法「改正試案」を発表し、それを労働大臣の諮問機関である中央労働基準審議会（以下中基審と略記）に提出しました。これまで、この裁量労働制は、「当該業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため」という条件をもとに11業種にのみ認められていました。

「改正試案」はこの制限を撤廃し、裁量労働制を広くホワイトカラー全体に導入することを認めるものです。この「改正試案」をめぐっては、中基審でも、労働組合の連合からでている労働者側委員が長時間労働や健康への悪影響を理由に反対意見を出しました。一方で経済界から出ている使用者側委員はこの政府案の内容を歓迎すると表明しており、労使間の意見の隔たりはとうとう埋まりませんでした。

又、この中基審では裁量労働制に加えて、1年単位の変形労働時間制の見直しも論議されました。この変形労働時間制とは、仕事の少ない時期の労働時間を短縮して、繁忙期の労働時間を延長する制度で、労基法の、一日あたり8時間、週40時間という、労働時間の規制を免除するものです。今回の見直しの対象となっているものは、1年単位で労働時間を変動させるもので、一日あたりの労働時間を延長する際、一日9時間、一週48時間という上限があります。さらに労使協定で、対象となる労働者を特定し、対象となった期間の労働日、休日、始終業時刻を事前に特定しておく事などさまざまな規制があります。そもそもこれらの規制は、労働時間の変動により不規則な生活を強いられる労働者を保護する目的で設けられたものですが、政府案では、これらの規制を緩和する事を打ち出しており、使用者側委員も緩和が必要という立場を表明しています。それに対して労働者側委員は規制緩和に反対しています。

中基審では、さきに述べた裁量労働制、1年単位の変形労働時間制、そして時間外労働の上限、有期労働契約期間などの規定などについて協議しましたが、結局、労使の合意が取れず、8月6日に、両論併記という異例の形で、中間とりまとめを発表しました。さらに今年の11月をめどに最終とりまとめを行うとしています。このような一連の動きの中で、今や労基法は根本的に変えられようとしています。

そもそも労基法の目的は、第1条に見られる「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなければならない。」という労働条件の原則を実現する事にあります。それを具現するものとして一日8時間、一週40時間という規定があります。

では人たるに値する生活とは何か？この問いかけに対してはそれこそ無数の回答があるように思えます。しかし、そうはいっても自分の職場に100％、生活が従属してしまうような事を望む人は少ないし、仕事と私生活とのバランスを取る事は今では当たり前だと言われる時代となりました。労働者一人一

人がそうしたバランスの取れた生活を実現しようとする時、労基法の中の、一日8時間、一週４０時間という労働時間の制限は大きな意味を持っていると言えます。そうした企業社会の論理に対して一定の制限をするものとして存在しているといえます。この規定自体は労基法の中に時間外労働を認める規定があり、職場の実態とかけ離れているという声があります。しかし、そうは言っても、この規定は、時として、長時間労働を放置し、労働者一人一人に会社に絶対的忠誠・服従を要求してやまない企業社会が猛威をふるう事に対して、不十分かも知れないが一定の歯止めになってきたのではないか、そう私は思います。

今、進行しつつある、労基法の全面「改正」、私からすれば「改悪」だと思える動きは、そうした労基法の規定をほとんど骨抜きにするものだと言えます。

経営者がきちんと労働者の労働時間の実態を把握・管理し、それをもとづき、賃金を決めていくという今の仕組みが、裁量労働制の拡大により、なくなってしまえば、全体で５０００万と言われる労働者の内、１８００万人のホワイトカラーにとって週４０時間制など紙の上の存在となってしまう危険性をはらんでいます。今や企業社会に広まりつつある、労働時間ではなく、成果にもとづき、賃金を支払うという動きと合いまって、ホワイトカラー労働者は長時間労働を強いられ、不払い労働、いわゆるサービス残業がますますはびこる事も予想されます。　そもそも8時間以上の時間外労働分に対して残業割り増しを払うという罰則があるため（残業割り増しが時間外労働を規制する罰則的な意味を持つ事は以外と多くの人には知られていない）、経営者もコストを考え、時短にも一定力を入れざるをえません。しかし裁量労働制によって、ホワイトカラーにおいて、この残業割り増し制が実質的になくなれば、経営者はコストを気にする事なく、無制限な長時間労働へと労働者を駆り立てる事ができるのです。変形労働時間制に関わる規制緩和もやはり労働時間に関わる制限を骨抜きにするという意味で、裁量労働制と同じく危険なものだと言えます。

国際的にも日本における長時間労働が批判され、時短を求める圧力が強まり、今年4月より週４０時間制が施行された中で、こうした動きが出てきている事は注目すべき事です。それは、まさに名目上は週４０時間制を導入し、国際社会の批判をかわし、実際には、それを骨抜きにする措置を実行し、競争力を維持しようという、日本の経営者側の戦略を反映していると言えます。いわば、人をだまくらかすような、セコイやり方だといえばそうですが、日本の経営者側は本気になって、それを進めようとしています。労働省など日本の政府もそうした動きと連動して、自らがよって立つべき法律である労基法を率先して骨抜きにしようとしているのです。経済競争の激化の中ではやむを得ないのだ、規制緩和のビックバンを乗り切らねば、日本の労働者だって苦しむのだ、だから労働の分野においても規制緩和は進めなければならない、そうした評論家の言葉が今も流布しています。しかし、今の労基法改悪の動きには、負担を労働者に一方的に犠牲を押しつけるという経営者側の姿勢がはっきり表れており、評論家たちの言葉は、そうした動きに迎合したものだとしか言えません。猫も杓子も規制緩和、規制緩和と大合唱という感じの雰囲気の中で、本来守るべき権利がどんどん奪われてしまってはならないのです。労働者はこうした動きに対してもっともっと関心をはらっていく必要がある、そう私は思います。

外堀はすでに埋められてしまっている！

さきに述べたように、労基法が根本的に改悪されようとしている中で、それに対する反対運動が盛り上がっているかというと、残念ながらそうではありません。中基審に労働者側委員を送り出している連合はこうした規制緩和の動きに反対する事を表明していますが、積極的に反対運動を広げようとしていません。全労協や全労連など他の労働組合も反対を表明していますが、まだまだ世論を喚起するだけの力を持てないでいます。労働組合全体として、有効な反撃を組織できていないのです。そうした状況の原因としては、労働組合の組織率が低下し続けている事も一つとしてあげられます。そしてもう一つ大きいのは戦後５０年経つのに労基法はいまだに職場には完全に根付いていないという事です。

卒直に言って、今の私の職場においても、労基法は存在していないというのが現状です。私の職場はいわゆる民間企業ではないですが、実状としては企業とは何等変わりのない状況にあります。いわゆるサービス残業は一掃されていませんし、週４０時間制なぞ夢のまた夢という状況です。私の職場はいわゆるホワイトカラーに属する職種の人が多く、私もその一人です。今の職場には一般職、主任職、係長職、課長職、部長職といった職階がありますが、主任の一部及び係長以上には残業手当はつきません。以前は主任全体に残業手当がつかなかったのですが、去年新しく主任となった人からは残業手当がつくようになりました。現在、主任の中に、残業手当がつく人とつかない人という奇妙な状況があります。労基法には管理・監督職には残業手当の支払を免除する規定がありますが、管理・監督職とはいったいどのように定義されるのでしょうか?厳密に定義すると、次の4つが要件としてあげられます。

1　労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にあること。

2　労働時間、休憩、休日の規制の枠を越えて活動することが要請されざるを得　ない重要な職務と責任を有していること

3　勤務について裁量があり、出社退社などについて厳格な制限を受けないこと

4　基本給、役付き手当、一時金などにおいて、その地位にふさわしい待遇がさ　れていること

日本労働弁護団の鴨田氏は自著の中で、以上のような条件を列挙しつつ、「簡単に言うと“重役出勤”が認められている“高級取り”でなくては『管理監督者』ではない」と述べています。（注1）もし私の職場でこうした条件を当てはめるとしたら、主任職はまったく当てはまらない事になります。一般的には上記の条件に加え、部下に対して残業指示など管理監督業務をする者を管理監督職としている所が多いのですが、私の職場の実態としては、主任、係長には部下がおらず、むしろ課長以上の人から残業指示を受ける側にあります。こうした事実から見ても実態としては、主任の一部、係長以上の者には裁量労働制的働き方が強いられており、未払い残業が発生していると言えます。

このように労基法が骨抜きとなってしまっている状況は、それこそほとんどの職場に見られる事だと言えましょう。現在では裁量労働制はいくつかの職種に限られているだけでなく、それが適用し得る条

件として、裁量制が実際にある場合に限られる事になっています。しかし実態はそうした条件に当てはまらない労働者に裁量労働制が指定されているケースが多々ある事が指摘されています。

変形労働時間制に関しては、ＪＲが１ヶ月単位の変形労働時間制を採用していながら、一度指定した労働時間や休日を変更している事が問題となっています。国鉄労働組合は、労働基準監督署に訴えた所、中央労働基準監督署からＪＲに対して、変形労働時間制の前提である労働時間の特定を遵守し、当初の労働時間を越えた分については時間外労働とするよう、指導票が出されました。ところが、ＪＲはこうした指摘にも関わらず是正しようとしていません。ＪＲという「大企業」でこうした法律違反がどうどうと続けられ、まちがいが指摘されても是正しないという事は社会的影響力から言っても恐ろしい事だと言えます。

これまで見てきたように職場の実態は、今、進められようとしている労基法の改悪を先取りしているもののように思えます。いわば、外堀はすでに埋められてしまっているのが現状であり、すでに労基法の存在自体ががけっぷちに追い込まれているように思えます。

私の職場の状況を考えると、すでに職場において先取り的に破壊されてしまっている労基法の改悪を防ごうと言っても職場の仲間の所でもぴんと来ないのが実態と言えます。ではこうした状況を打破していく活路はあるのでしょうか？

職場の新しいルールは自分たち自身でつくるべき

労働条件の悪化が広がる中、労働組合は十分対応し切れていると言えませんし、まだまだ力不足です。全国各地で、今時、「ダサイ」、「時代おくれ」と言われる労働運動に関わっている者は共通して大きな壁にぶち当たっていると言えます。

そうした中で、もし、希望があるとしたら、それは職場において女性が増えてきている事です。労基法が死に絶えてしまったような今の状況は、男性中心の企業社会が作り出してきたものだと言えます。女性の職場進出がそうした企業社会を変える契機となる、そうした可能性をはらんでいます。とは言っても情勢は決して楽観視できません。

男女雇用機会均等法改正をめぐる国会審議の中で、与党の自民党からは、「平等な扱いを求めるなら、男性と同じように働いてもらなわなくてはならない」との意見が目だったとの事ですが、これなどは典型的な企業社会の論理です。女性が職場に進出していく場合、２つほど選択肢があると言えます。１つは家事、育児など家庭責任を優先し、正規職員でも補助労働的な位置を占めるか、もしくはパートタイマーとして従事するというものです。２つ目は男並みに過労死を恐れる事なく、会社に従属して働くというものです。政府や経営者側は女性に対してこの２つの内、どちらかを選択するよう迫っていくでしょう。

しかし、この２つ以外にも選択肢はあります。それは、正規職員、パートを問わず、男女ともに労働時間を規制し、仕事と、家事・育児などの家庭責任、そしてそれ以外の私生活とのバランスが取れた新しい働き方を模索する事、男と女が共に第３の新しいステージをつくっていく事です。それはある意味では一番実現が困難ですが、一番希望に満ちたものだと言えます。

今の、企業社会においては、経営者側の論理が職場の中に徹頭蛇尾貫徹しているように見受けられます。しかし、職場を具体的に構成しているのは、大多数は大きな権限も与えられる事なく、経営側のさまざまな要求に応えようと必死で働かざるをえない労働者です。経営者や管理監督者など会社と名実共に運命を共にしているのは一部に過ぎません。今や経済競争が激化し、リストラ・首切りが進行するなど労働条件はますます過酷なものとなりつつあります。労基法改悪がもし実現してしまえば、すでに労基法が空洞化してしまっているかに見える職場の状況を名実ともに正当化するばかりではなく、ますます悪化させていくでしょう。こんな時、労働者が選択すべき道とは、企業社会にすりよっていく事ではないと、私は思います。自分自身の時間も削って、会社社会に完全に従属して働く、そんな働き方の先には、過労死が待っているでしょう。こんなきびしい時代だからこそ、働く者が、自分たち自身で新しい働き方、新しい職場のルールを作り上げていくべきではないでしょうか。自分の生き方は自分が決めていく、そんな当たり前の事を実現していく事、それが働く者を組織している労働組合の存在意義の一つだと私は思います。

そうした労働者の論理を打ち立てる事、それは職場だけの問題ではなく、広く社会全体のルールに関わる問題だと言えます。利益追求を中心にすえ、そのためには労働者の生活を犠牲してもかまわないという企業社会の変革をせまっていくという意味でも労働運動の役割はこれからますます大きくなると言えるでしょう。実は、労基法改悪を阻止するという事は、そうした新しい職場そして社会全体のルールを変えていくという課題と切り放せないものだと言えます。

経済的には弱者である労働者が自分たちの生活を向上させ、公正な社会を目指して闘うという意味での階級闘争は、資本主義、自由市場経済が一人勝ちしたと言われる今にあっても、必要性を減じていないと私は考えています。なにしろ労基法改悪に見られるように経営者側は労働者に一方的に負担を押しつけ、労働条件を悪化させつつ、経済競争をのりきろうとしており、労働者側は追い詰められようとしているのですから、だまってこれを見ているというのはあまりにも物わかりが良すぎるし、お人好しだと思います。こちらは闘う気はなくても、経済界の側はここぞ幸いにという感じで、攻撃してきているわけで、このままですと労働者の側は闘わずして敗れる、そうした情勢にあります。

そうは言ってもそうした課題を解決するための特効薬は見あたらないし、かなり困難を極めるものです。しかし、経済競争の激化の中で、日本が今まで以上に弱者を踏み台にする社会へと変わろうとしている中で、今、声をあげなければ、働く者に未来などない、そう言わざるを得ません。私自身も、微力ながら、職場のルールは勝ってに決めさせない、自分たち自身がつくっていくのだという論理を職場の中で打ち立てられるようがんばっていきたいと思っています。最後に、私の座右の銘となっている魯迅の言葉を引用して、このつたない文章を終わりにしたいと思います。

「思うに希望とは、もともとあるものともいえぬし、ないものともいえない。それは地上の道のようなものである。もともと地上には道はない。歩く人が多くなれば、それが道になるのだ。」（岩波文庫　魯迅作　「阿Ｑ正伝・狂人日記」の「故郷」より引用）

注１　鴨田哲郎「実例に学ぶ労使協定のかしこい結び方」（１９９５年　中央経済社刊）Ｐ６６～６７

（寄稿）

七〇―八〇年代 労働運動の一断面

相模次郎

１、「労働運動の復活」は可能か？

「連合」による労線統一によって、日本的経営の一つの柱たる「労資一体型」労働運動が完成したかにみえ、“ジャパンアズナンバーワン”と日本的経営が全盛を極めたかにみえたのは、一〇年程前のことであった。その後、バブル崩壊以降の不況過程でのリストラの嵐、多国籍企業化の進行と「空洞化」、失業の増大、派遣・委託・下請け・臨時・パート等不安定労働の増大、「終身雇用と年功序列」の動揺、そして「規制緩和」の大合唱の中で、歴史的に獲得・形成されてきた「労働保護」の解体へと、多国籍企業のグローバリズムの波の中で、資本の無慈悲な攻撃が吹き荒れている。

グローバリゼーションと資本のフリーハンド＝「新自由主義」の大波は、多国籍企業による全世界の勤労人民の系統的搾取と再分割を推し進めるために、一方では政官財一体となった従来の国民経済的枠組を突き崩しつつ、他方では労働者にとって一層の苦痛と階層化を強いる仕方で日本的経営の再編を促進していくであろう。それは「連合」によって死滅させられたかにみえた労働運動が新たに再生していく道程でもある。

フォーディズムの一構成要素でもありその所産でもあった「五五年体制」型労働運動が、その究極においてフォーディズムの日本的形態＝日本的経営の一構成要素へと収斂し、「連合」として完成し、「労働運動の死滅と市民運動の時代」が流行となった後に、日本的経営の行き詰まりと再編の中で、労働運動の新たな再生の闘いが広がっていく。眼を転じれば、仏・独・伊等の西ヨーロッパに広がる闘いを始め、アジアＮＩＣＳの最先端をいく韓国で「民主労総」の力強い闘いが成長し、他方アメリカでもレーガノミックス来封じ込められていた中で、４０年来の規模といわれる運輸労働者の闘いにみられる新たな胎動が始まっている。

と同時に、多様化し、流動化する雇用形態と労働形態の下で、資本の攻撃に対して労働者が団結して抵抗し、自己防衛していく上で、よりベターな組織形態と運動のありようの模索から、この闘いが資本に対する抵抗を一歩踏み越えて独自の社会的意義を勝ちえていくためには何が目指されるべきなのか、さらには、どのような内容において「社会主義の学校」としての意義を克ち得、その経験の蓄積が追求されていくべきなのか、等々といった課題が浮上してこざるを得ないだろう。

二一世紀をどのような時代、どのような情勢として迎えうるかは、労働運動の新たな再生と成長の度合いによって大きく左右されるだろう。だがここでは、それらについて言及することはできない。ここでは、七〇～八〇年代の労働運動の一断面を回顧することによって、一つの資材を提出しておきたい。

２、七〇年代労働運動の諸相

七〇年代の労働運動は、今日の「連合」の土台となったＩＭＦ・ＪＣがフォードシステムの成熟＝日本的経営の開花の下に強固な地歩を築くとともに、総評の国民春闘路線の下にその中心部隊として官公労労働運動が大きく高揚した。とくに動労・国労の反マル生闘争の勝利は、民間では敗北し続けていた生産性運動＝合理化攻撃に勝利し、労働者の「職場自治権」を圧倒的に確立し、一つの画期をなした。（しかし、この地平はその後に続くスト権闘争の高揚がブルジョアジーの強力な反撃に直面し、ブルジョア政治内抗争と結びついて敗北していくことによって急速に失われてしまったのであるが。）

他方、民間ではＪＣ支配に抗して個別的なゲリラ戦が闘われ、それらはヨーロッパの闘いの経験にも影響されて、労　働者の職場自治権→労働者統制の思想を一つのバックボーンとしていったのであるが、各経営・工場での個別的ゲリラ戦は次第に封じ込められていった。

第１次石油ショックを契機とした高度成長の終焉―世界的なスタグフレーション以降、徹底した減量経営を通して大企業正社員（本工）の企業主義的統合を強め、「企業社会」としての様相を本格化させ、（後にはそれをテコに技術立国路線の下ハイテク化・ＭＥ化を推進し、輸出攻勢を強め、“ジャパンアズナンバーワン”を謳歌していく）、他方、その対極に中小零細・下請け・社外・臨時・パート等、との格差を拡大し、両者間での一種の指揮監督―従属関係の形成をも含めて、位階制的な、二重社会的な編成が進行した。

このような状況を背景として、中小零細・臨時・パート等の労働者の組織化と運動が大きな課題として浮上し、事実一焦点を形づくっていったのも、当然すぎる成り行きでもあった。

中小零細・臨時・パート等の労働者の組織化と運動は、大企業での個別的ゲリラ戦の敗北と企業主義的統合の深化＝「企業社会」の本格化とその構成部分となった「企業主義・本工主義」労働運動の批判、官公労の運動にみられる「親方日の丸」的な関係に埋没していきがちな同職組合的狭さへの肌合いの違いを意識しながら、それにふさわしい展開形態として、地域労働運動として出立、発展した。

地域労働運動の形態は総評労働運動の中で、全金地域ブロックの運動、全国一般の運動、地区労活動等として育まれ、新左翼にあっても反帝政治闘争と結びついた労働運動の戦術として模索され始めていた。これらの流れが７０年代中期、減量合理化が中小零細での倒産・解雇・賃金切り下げ・実質労働日の延長等々として押し寄せてきたとき、ＩＭＦＪＣ、官公労とは独自な運動として展開していったのである。

３、地域労働運動の展開

七〇年代に全金港合同の運動を頂点・推進力とした地域労働運動は、

①中小零細の労働者を業種・職種・規模・雇用形態の差異を越えて地域的に組織化・結合させるという組織方針と地域合同労組という組織形態、

②このことは大企業が労働者を企業内部化＝企業人としてと統合し、一種の労働・生活共同体として「企業社会」を形　造っているのに対し、地域に労働者の闘いと生活の協同体としての「労働者社会」とでもいうべきものを運動が内包し　ていくという方向性であり、

③地域的な労資の力関係を基本にすえて、労働条件の地域的な底上げを射程する地域春闘等の展開と、地域的な力の集　中点としての拠点職場の確立＝職場自治権の確保→労働者統制の方向（中小零細の場合、倒産回避のために、職場自治権を確保した上で、経営に対する監視と一定の介入協力、職場秩序・労働組織の自己統制等労働者統制が必然化してくる。ただし、そこに達するには経営者がそれを受け入れざるを得なくする力関係の転回と経営側への痛烈な教訓の付与が必要であり、それは大抵の場合衝突と闘争を通じてのみ達成される。）と、他方では拠点職場の到達点、克ち得た成果、力を地域労働者の運動の前進・その武器・そのテコへと活かし、開放し、全体化していく努力である。（拠点職場の運動がそれ自身として完結するのでなく、あくまで地域的運動の前進に結びついてこそ意義を持ち、それ自身の発展　性も保持されるのである。）

④地域労働運動の前進にとって不可欠の課題は未組織労働者の組織化への不断の努力である。地域労働運動は未組織の組織化をその存立要件としているのである。なぜなら、資本の運動は、労働者の闘いに直面して譲歩したぶんを、別のところでシワ寄せし、犠性転嫁していく。一方に成果を勝ち取っていく運動の前進があると同時に、一層切り下げられた労働条件と無権利状態に置かれる未組織労働者が絶えず生み出されていくのである。従って、中小零細の労働運動では、その運動の力を未組織の組織化へと向けていくことは、地域的な資本との力関係を変えていく上で不可欠であるばかりでなく、運動が自身の狭い枠の中で完結していくのを阻止し、より広汎な労働者の利益と団結に向けて自己刷新していくためにも不可欠である。それは労働者が自らを労働者階級として意識化していく自己教育でもある。

⑤中小零細の運動にとって避けられないのは、「資本と労働との間の絶え間ないゲリラ戦」としての争議である。それは未組織の組織化という点からも、資本に組合を認知させ定着させるという点からも、さらには拠点職場を確立するという点からも避けられないものであり、地域的な資本と労働の力関係をはかる節目ともなるものである。地域労働運動地域労働運動にとっては、争議は常に「地域争議」であり、当該を先頭とする地域労働者全体の闘いである。それは個々の資本の攻撃・抵抗の撃退とともに、地域的な資本と労働の力関係を変えていく闘いである。他方では、それは地域での運動と組織化の拠点をつくり、地域労働者の結束を固め、資本との対抗を広げていく闘いである。

とくに長期争議にあっては、工場占拠ー自主生産が定着し、自主生産を支える当該ー地域の体制が運動と組織化の拠点となり、また元請け・背景資本を追しそれに迫る闘いが共闘関係を築き広げていくことと一体に展開され、資本と労働の対抗関係を押し広げていったのである。

⑥中小零細の運動が地域労働運動としてさらに発展していくための条件は、地域共闘である。官公労の運動や大企業で孤立を余儀なくされている少数左派、既存の産別組合等との連携を、たんに組織間の協力関係というにとまらず、現場労働者・活動家の直接的な交流と共同活動、共同の闘いとしてつくっていくことである。未組織の組織化の活動において、争議をめぐる闘いにおいて、地域春闘としての行動において、また官公労の運動の地域的諸課題をめぐって、地域行政をめぐる諸課題において、地域共闘はそれ自身一つの運動体となり、中小零細の運動は地域共闘を通してより広汎で全般的な運動主体へと成長していきうるのである。

以上、地域労働運動のいくつかの特徴を列挙してきたが、７０年代にあってこうした運動を典型的に築き上げていったのは、田中機械を中心とする全金港合同の闘いであった。それは驚くべき頑強さをもって長期争議を地域争議として闘いぬいたというばかりでなく、地域労働者を組織化し、ついには関経協を頂点とする資本家陣営に<ガン>といわしめ、それとの対抗関係を作り出し、独自の地位を築いたのであった。「労働情報」運動はいわばこの港合同の闘いに連帯・連動することをもって、一つ生命力をもち得たといいうるであろう。

４、「連合」結成と地域労働運動

八〇年代に入って日本の労働運動にとって最大の焦点は、行革キャンペーンの下での国鉄分割民営化であった。それは　官公労の中心であった国労の解体　総評の骨抜き化による労線統一へと照準を定め、国を上げての政策として推進された。

同時に、この時期に地域労働運動は南大阪のみならず、東京の南部・東部・北部、神奈川・川崎～横浜、京都・洛南　等と徐々に生まれ、広がっていった。（首都圏では七〇年代から全国一般系の地域的な運動の組織化が続けられてきたのであったが、八〇年代に入って新たな諸要素と結合して独自な発展を開始していった。）

ここでは八三～八六の川崎（～横浜）の経験についてふれておきたい。

川崎の運動にとって特徴的だったのは、①もともと新左翼とは無関係であった社会党系無党派（全国一般）の組合運動と反戦派系の運動との合流としてつくられていったことであり、②中小零細の組織化が相次ぐ争議とその勝利を通じて、争議勝利の力をバックとして勝ち取られていったことであり、③争議支援を地域争議として闘うことを通じて形成されていった北部労組交流会・南部労組交流会等の地域共闘の強さであり、④この地域共闘に全逓、市職、清掃等の官公労から石油・自動車・造船・電機等の独占体下の組合・活動家、そして当面の組織化と運動の焦点たる中小零細の組合まで、労働運動の諸側面をなす組合・活動家グループが広範に網羅され、「地域労働者の共同の組織化」を一つの旗印に結集していたことであった。⑤またこの地域共闘は争議支援や組織化のための共同活動にとどまらず、「指紋押捺」問題やフィリピン連帯等の課題にも取り組み、より広範な内容をはらみこんだ、地域運動体へと発展する志向性を内包していた。

それは、東芝・日鋼・富士通等に代表される独占体と、それに対応する後の連合の主力となる巨大労組、そして市労連、及びそれらの均衡の上に立って２００１年計画へと動き出した「革新」市政という川崎の構造下で、労働運動の新しい芽生えを代表するものであった。（他方には、神奈川ネットのような市民運動の新しい芽生えがあった。）

だが、こうした発展方向がその後十全に実現されていったわけではない。むしろ地域共闘については連合結成を前

後して自然解消していったのであるが、連合結成とパラレルに問われていったことは何であったのか。

①一つは、勝利した争議のその後の活動において、争議勝利の力関係を職場自治権―労働者統制の方向にむけて、賃金・職場秩序・労働の指揮と内容の問題にまで踏みこんでいかに実質化していくのか、その経験と教訓をどう蓄積して押し広げていくのかということであり、

②二つは地域労働者の組織化の諸形態、諸方法、諸方策の開発と追求、それをめぐる地域協力態勢の構築、組織化のためのあらゆる網の目・方法・手段の構築

③三つは、争議とその支援行動を軸に形成されてきた地域共闘を、地域労働者の共同の組織化のために、また地域労働者の共同の闘いのために、それ自身独自な地域の活動＝運動体として確立・定着させていくことであり、そのための地域共同課題の追求であり、そうして連合結成後も連合内外を結ぶ横断的地域共闘として「地域の砦」となるべきものとしての構築であり、（それは地域労働者の運動にとっての砦であると同時に、地域の様々な課題と運動にとっても砦たるべきもの＝当時の清水慎三の言葉では「社会的左翼」の砦として）

④四つには、これらと併行して、労働運動がめざすべきもの、日々の闘いと活動が何をめざす闘いとどのように結びついているか、またいくべきかを明確にしていくこと。つまり、「労働運動と社会主義の結合」というとき、いかなる社会主義をめざし、またその社会主義を実現していく能力を、日々のどのような闘いと活動においてどのように蓄積し、鍛え上げていくべきか、またいきうるのかを明らかにすること、そのことによって日々の闘いと活動の中に“当面の”“直接の”に限定されない別の目的意識をもたらし、マンネリ化を打破する活性化をもたらし得ること。

おおむね以上のようなことが、問われていたと思われる。

我々は当時、ある組合に参加し、組織化と争議の一端を担い、地域共闘にも積極的に関わりつつ、「社会主義と労働運動」研究会を組織しながら、主要に③④の課題に対してその実現と解答のために取り組んだ。それは一時期地域共闘に結集していた労働者活動家の中で大きな関心を呼び、注目を集めた。幾度かの研究討論会、シンポジウムを経て、討論合宿には川崎～横浜の労働運動活動家五〇～六〇名が結集する程の盛り上がりともなった。

しかし、まさにその地点で行き詰まることとなった。この行き詰まりにはいくつかの要因があったが、一つはイデオロギー上の問題であり（主として市民派エコロジーイデオロギーにどういうスタンスをとるか）、もう一つは争議を中心とした運動と①②③の関係の問題であった。

そういう行き詰まりの中で連合結成を迎え、川崎の運動も一区切りを迎え、そこから新たな局面へと移行していくこととなったのである。

一六頁より

タイの農民運動家（バムルン・カヨタ　夏来日）が報告したように、支配層は「五匹目の虎」になれば中下層にも成果がまわる、というのが殺し文句もわけだが、そのような保障はない。

むしろそれ自体が世界的過剰生産を激化し、帝国主義の不況圧力と第三世界製品市場の停滞が進行する。それと第三世界の分化による一部賃金上昇と競争力低下（タイの今日の危機はそれを意味している）との相互作用が進行し、帝国主義、第三世界の同時的危機の進行こそがありうる道なわけである。

本質的には帝国主義国における労働日の短縮（それは精神労働・肉体労働の対立の止揚または全成員による社会の順番の統治にむけて必須の条件でもあるのだが）と競争の制限、ならびに農業自給、ならびに技術移転と帝国主義国ならびに第三世界の工業生産自給、といったことを促進してゆく国際連帯の労農潮流の形成ということが今日問われているのだが。

とはいえ、帝国主義の危機とタイアップした路線をかかげるというより、既述のごとくわれわれ自身の路線のもとで実践しつつ、帝国主義の自壊や失敗とタイアップしてゆくということのほうが正しいのである。

この世界の分解という未曽有の海図なき航海を強いられた日本帝国主義が、アジアの経済秩序の要から、政治・軍事の要へとひたはしりはじめていることを、ブルジョワジーのうちどれだけが自覚しているかはわからないが、それでもつきすすまざるをえないのである。

それは規制緩和とならび、みずからを破滅へとみちびくのである。

ガイドライン安保見直しと規制緩和

旭凡太郎

5月の基地使用期限ぎれとそれをめぐる政治危機は、沖縄差別化である特措法改定をヤマトの安保翼賛体制によって通過させることによって一時的にのりきった。

しかしながら名護沖ヘリポート反対闘争は拡大している。そして五月一四、一五日数百名が参加した沖縄独立問題シンポジウムにみられるごとく自決論もまた沖縄住民のなかに定着していったのであった。それは具体的路線なりとして登場しているわけではないが。

それはアイヌ、戦後補償問題（従軍慰安婦や軍人軍属の国籍条項）から、さらに朝鮮、中国、アジア政策にわたる、戦後のみならず明治来の「日本帝国」の解体、見直しをせまる運動の結節点をなすものといえる。、

しかし戦後の見直し、総決算は支配階級の総路線でもある。それは多国籍企業化・グローバル化した日本資本主義の規制緩和と一体化したものとしての、日米安保ガイドライン見直し、すなわちアジア有事体制の再構築としてわれわれのまえに登場しようとしている。

それは「周辺」有事、経済制裁と臨検、機雷除去、有事民間徴用等の国内体制（空港、港湾）といった、アジアでの紛争や有事への第一線化へと、日本の国家社会を動員しようとするものである。

そして自衛隊や軍艦による邦人救出といった、紛争現地への介入や政治的軍事的関与をも射提においているわけである。

その問題は今回のカンボジア内紛時、フンセンによって拒否されたとはいえ、タイに自衛隊機を待機させたことじたい日本帝国主義の関与である、といったことにもあらわれた。それはカンボジアのASEAN加盟問題での日本のヘゲモニーといったこととワンセットだったとかんがえられる。

東北アジアからASEAN・中国へ

この日米ガイドラインみなおしーアジア有事体制再構築は、日米帝国主義とりわけ日本帝国主義の、多国籍企業進出下アジアの政治的、社会的、経済的危機と分解を射呈にしたものである。

もちろん直接的には北朝鮮の危機の想定（戦争、難民、日系人救出）がなされている。それはさきのNPT問題時の朝鮮総連等への弾圧を想起することであきらかである。あるいは朝鮮・台湾等の分割国家の危機の想定があり、尖閣等領土拡張への野望がある。

しかしブルジョワジーの想定する危機や野望はより広範囲なものとかんがえられる。すなわち射程は東北アジアから、東南アジア、ASEAN全域におよんでいる。さらに今中国大国論の台頭（華商経済圏から社会主義中国、ならびに政治危機の想定まで）から国連常任理事国入り問題まで領域がひろがっている。

中国大国論は一九九三年世銀レポート（二〇〇二年に中国経済圏ー香港・台湾・中国ーが世界一になる）でクローズアップされたが、それは対中国投資のピーク（一九九三年）時、一一〇〇億ドルのうち八割が華人集団（台湾、香港等）であることもあわせてクローズアップされた。

しかし日本ではASEAN地域（インドネシア、シンガポール、マレーシア、フィリピン等）で経済的実権をにぎる華商とあわせ華商経済圏の脅威論が登場しているわけである。それは社会主義中国への警戒ということならびにそれの政治的危機の展望論と並行して登場しているわけである。そしてこれらにたいして一九八〇年代以降の多国籍企業化によるアジア全域の勢力圏化にもとずく覇権と、それを基礎にしてふつうの帝国主義化をめざしているわけである。

もちろんグローバル経済化と多国籍企業化にあわせた帝国主義の軍事的再編成といってもストレートに直結するわけではない。まして戦後補償問題も、第二次大戦すなわち侵略戦争への反省もない日本のアジア派兵を、アジア民衆はもちろん支配階級もまた容認することは困難である。

双方とも当事者能力を失った紛争地域等への、PKOの後方部隊といった枠組みから出発せざるをえない。

とはいえドイツは旧侵略地域であるユーゴへの派兵をおこなっている。また今日自衛隊機をうけいれたタイやマレーシアのように日本の覇権を容認するアジア政権も登場している。それらはASEANの中心部に属しているのである。

今日のガイドラインの「周辺」の規定が、朝鮮半島だとか、台湾をふくむ、とかブルジョワジーも規定しにくくなっているのはすでにその視野が東北アジアからアジア全域へと広がっているためとかんがえられる。

反戦平和の国際的・社会的性格

それは今日においても想定される軍事問題が、帝国主義と民族植民地問題であるということである。かっては原料、販路、投資対象をもとめての植民地侵略と民族抑圧であった。そのご登場した民族解放運動との対決となった（ベトナム等）。そして今日多国籍企業による開発、工業化や、それによる不均等発展と領土問題の先鋭化とか、工業化による社会的格差や、農業問題や、自然破壊と先住民問題や、労働問題と都市スラムや、政治的民主主義をめぐる政治危機とかが、全アジア的問題として焦点化してゆくということかもしれない。

それはもちろんアジアの工業化の内容とされる輸入代替にかわる輸出主導が、矛盾を先鋭化するということをふくんでいる。それは右のような社会の分化のみではない。すでに構造的生産過剰を顕在化させている帝国主義にたいしても（低賃金製品圧力を背景に）プレッシャーをかけ、あ

るいはぎゃくにそれの反発が第三世界を危機においやる（この間の円安がタイ経済を危機においやったように）というかたちで、両世界の同時的危機の加速といったことのなかでの第三世界問題といったことに発展する可能性をも含んでいる。

これらアメリカ、日本、中国、アジア新政権による政治的軍事的ヘゲモニー再編と新秩序を明確にかたることはできない。がそれへの介入ということぬきにアジアでの勢力圏形成と世界市場再分割戦に生きぬくことが困難であることをブルジョワジーは理解している。

これらのことから国際的な反戦平和ということが、政治的民主主義、労働、農業、先住民、工業（化）、自然環境問題全般での運動方向と、それの国際連帯にもとずくいわば民衆自身による「国際安保」といったことと不可分であることが理解できる。

それは沖縄の基地問題と沖縄の政治・経済上の自立との不可分性としても登場してきた。また戦後補償問題のように、おなじ従軍犠牲者への国籍による差別への批判という、国家間賠償に解消されない国家・国境そのものを問題とする運動とも関連している。

他方政治的民主主義、労働、農業、先住民、自然環境といっても、第三世界のそれは帝国主義のそれと異なる。

それは多国籍企業への批判と反帝国主義ということと不可分のものとなっている。

それはたんに第三世界の労働者が帝国主義国の労働者に比して低賃金だとか、下層だとか、国際的に相対的過剰人口的位置にあるとかだけではない。またその農村の外貨獲得政策のもとでのモノカルチュア化と、農村分化ならびに崩壊による土地なし農民の増大と都市スラム、といった社会問題だけではない。

多国籍企業の技術、資本、販路独占の下で、第三世界の工業化が先端部分での支配力の再生産や、農村でのアグリビジネス支配と乱開発とにつながっていることの問題でもある。それはさらに金融的、外交的、軍事的従属ともむすびつき、なによりも第三世界の階級分化増大や政治的統合力の危機ともむすびついていることへの批判ともむすびついている。

それはしかし第三世界の労働者、農民もまた、帝国主義政治経済構造と不可分なかたちである自己への支配構造をも理解し、国際連帯の下で運動するということであって、多国籍企業との断絶をかかげるということではない。（一時期の従属派はもちろん、左翼も類似の立場であった。キューバ、北朝鮮の背後にあったソ連の崩壊は決定的であったが、一九六〇年代以降の軍部・開発独裁の多国籍企業との結合、とりわけアジアＮＩＣＳが第三世界問題の基調を形成した。）

多国籍企業は、今日では第三世界開発、工業化への唯一の階段であるかの様相すらていしてしまっている。ペルーのガルシアは累積債務返済を拒否したためＩＭＦにみはなされ、ペルーの民衆からもみはなされ、一九九〇年フジモリが当選し、新自由主義へと直進した。

長期的流れとしては、一九八六年のアキノの勝利も、一九九〇年のニカラグアのサンデイニスタの敗北と政権離脱もそのなかに位置づけられる。

これらにたいして各国レベルでの運動としては多かれすくなかれ、みずからを限定的なものとし、全体的な（社会革命、政治革命と結合した工業化）総路線は、模索せざるをえないというのが現実とかんがえられる。

たとえばチアパス州でＮＡＦＴＡ反対をとなえて蜂起したメコシコのサパテイスタが、民族民主会議をかかげながら「自己の路線をおしつけるよりも諸潮流との討議」をかかげたり、新自由主義反対五大陸会議をひらかざるをえないように。

あるいは中国のように、多国籍企業の基幹製造業への直接投資を制限したり、多国籍企業、三種合弁企業での労働組合形成を義務ずけようとしたりするように。あるいは、今日農村分解が進行しているとえ、一時期の農村重視や平等主義は今日では郷鎮企業として成果をあげているとか主張するように。

あるいは新自由主義、開発独裁の突破口となった韓国では、土地改革が存在していたとか、そこでの工業とりわけ自動車工業での直接投資をシャットアウトしていたことが語られるとか。

このようにして、具体的な労働、農業の諸問題や、多国籍企業への規制要求等の具体的契機をとうして運動は展開される。

そうした経路をとうして、全ての運動は開発批判・新自由主義政権批判へとむかうとともに、多国籍企業・帝国主義批判へとむかわざるをえない。

それは終局的には帝国主義における（革命政権の）労働日短縮、農業育成、（自動車工業削減を中心とする）産業構造変革や、技術移転と結合した、第三世界革命政権の接収多国籍企業を媒介とする技術的自立と農業的自立によるしかないのであるが。

それへの道筋は第三世界と帝国主義をむすぶ政治的、経済的、イデオロギー的実践と交流のなかからつくりだされてゆくものと考える。

反戦・平和運動の独自の性格

それはまた多国籍企業化を基礎とした帝国主義の「戦後政治の総決算」、すなわち規制緩和や、ガイドライン安保みなおしや、普通の帝国主義化との対抗関係、といった問題とも関係する。

そしてわれわれがかかげるのはもちろん、ケインズ主義・福祉国家・大きな国家といったものではなく、民衆の国際連帯を基礎とした戦後政治・経済の決算なり見直しということである。

もちろんそれらはブルジョワジーはすでにおしすすめてきたことであり、プロレタリアの側はそれ以上に意識的におしすすめてきたことなのである。

それは規制緩和の代表としてかかげられてきた金融、大店法もさることながら、労基法、農基法（農地法）改悪といったことにも顕在化していったのであった。

他方これらにたいして、資本主義的生産過程とその国家のなかにあって、これを批判し闘いつつ、（たえず資本主義の下で分解するが）成長するような運動体を形成というかたちで、将来の全人民的蜂起と国際連帯を準備してゆく運動が形成されてきたのである。

そのような観点から、直接の軍事的膨張ということや有事体制にたいする闘いということと、労働運動・農民運動・反差別運動等のたたかいとの相互浸透ということに格段の注意をはらってゆかねばならないわけである。

他方では特措法やガイドラインや組対法のように、軍事外交問題での特別の総力体制、翼賛体制確立ということは、帝国主義国家の根幹であることをわれわれは片時もわすれてはならない。

それは戦争・有事のもつ戦場のみならない総力非常時体制すなわち徴用、徴兵、機密、政治的市民的権利制限、さらにはブルジョワ社会への国家権力の介入・・といったことゆえに、反戦闘争は国際連帯はもちろん民主主義ということをともなう固有の性格をもちつずけてきたということなのである。

「普通の帝国主義」といっ

た場合でも、基準たる米英仏等戦勝国（第二次大戦）は全国家的にそのような戦争体制を日常的に容認してきたのである。（いずれも第二次大戦後も戦火をくぐってきている）

そのうえで戦争とある程度の市民的権利の併存という事態も存続してきたのである。

日本の場合「普通の帝国主義化」そのものがいちじるしい緊張関係を不可避とするのである。

それゆえ軍隊そのもののもつ本性的な反民衆的性格を批判してゆくということとセットとなるわけである。（沖縄での米兵の行為はそのことを如実にしめした）

そういった意味で反ガイドライン闘争は第三世界民衆との連帯や反国家ということと、日本の労働運動、農民運動、反差別運動等の戦後の資本主義ならびに国家とたたかう自己解放的社会運動との相互作用ということを念頭におかなくてはならないわけである。

規制緩和と農民運動、障碍者運動、労働運動

だからWTOと一九九五年の新食糧法の下でゆらいだ農民運動の、現在進行中の農基法・農地法改定にたいする態度も、旧い農業保護要求とはいえない。

現農基法（一九六一）の農業近代化の思想（生産性向上、選択的拡大、規模拡大、主産地形成、単一品目大量生産、大量遠隔地流通）そのものを批判している。

それは有畜、複合、家族農業や地域自給をかかげている。さらにその有機農業運動や産直やゴミのコンポスト化運動が、旧来の消費者優先型生協型運動をのりこえ、あるいは農水省ー農協型生運動からもはずれ、共産党系をもふくむ大規模な農民・農業団体の連合体が形成されつつあることに注目しなくてはならない。将来の労働運動再編をにらむとき、それは無視できない底流となっている。

障碍者運動の場合にはそれはよりシビアな問題として登場している。

以前本紙に掲載された文章から一部引用してみよう。

「障害者運動においても地域でささやかな『共に働く事業体』をつくり、カンパや行政の補助も獲得しながら、障害者とそこにかかわる小数の健常者が生活費をかせいでいる」

「大多数の障碍者を産業予備軍の最末端に配置し、なおかつそれに要するわずかな出費を企業と労働者の共同負担とし、のこりの大部分の生活費は障碍者を産んだ労働者家庭の私的出費とするのが、日本型福祉といわれるシステムだ。」「そこで大多数の障碍者は、生涯のほとんどを福祉施設で『働くまねをさせてもらう喜び』を強いられるか、『それすらできないただ生きながらえさせてもらっているだけの存在』としてあつかわれるかであり、一部の障碍者が三K職場や職業多発職場で使いすてられ、早死にする幸運『をつかむことができるのだ。」「『共に働く事業体』は」「上記の生産様式のなかに組みこまれつつガン細胞となってゆく必要があるのでありそのためには、事業規模の拡大か、福祉施設かの道をきりひらかねばならず、そこではまた、健常者と障碍者、指導員とえ園生といった支配構造が成立し、それらの対立がうみだされる。」「そういった生産様式と支配構造にくみこまれている存在としての自分たちを、そのままで、もちろん健常者の支援をうけながら、賃金労働者としてみずから組織し、社会的・公的に認知させ、協同組合的に事業を行ってゆこうというのが、上記の事業的運動だ」

今日では、自治体等での「職形成」運動等へもすすみ、あるいは欧米の運動との対比において日本の普通学級への就学運動の独自な性格（全員、といった性格）も意識しつつ、新しい地平をきりひらいている。

これらの運動体が労働運動、農民運動、第三世界の運動と結合して国家権力を打ち破るのみならずとってかわるということであって、いわゆる「大きな国家」ということではないわけである。

生産手段をもたず、事業体を運営しているわけでもない労働運動においても事柄はことなっているわけではない。

たしかに規制緩和の中心軸のひとつとして労基法改定があり、そこでは裁量労働制、変形労働時間制、人材派遣法改定、女子労働者保護規定撤廃等が計画、またはおしすすめられてきた。

そうしたなかで、日本的経営の柱とされてきた終身雇用、年功賃金の解体・再編がクローズアップされてきた。とはいえ本工の終身雇用、年功序列自体が、臨時工、社外工、パートの下層労働にささえられてきたわけである。空洞化とサービス産業化は、これらをさらに拡大し、規制緩和はそれに拍車をかけるわけだが、これらの構造そのものが問題である、ということにはかわりがないわけである。

またこれらに規定されて労働運動もユニオンとか中小企業での労働者統制とか、官公労とくに自治体での社会的労働運動とかに分化しつつ発展している。

そしてもちろんすすんだ中小企業では、賃金闘争においてもその量のみならず配分制度においても論議は活発なわけである。そこでの絶対的平等主義をめぐる論議や、全体としての資本主義社会や全国的運動の段階のもとでの判断をめぐる論議をとうしても、あるいは資本との闘争と労働の自己規律をめぐる論争をとうしても、社会主義における自己統治にもつらなるプロレタリアートとしての運動体の成長と結びついている。

（自治体労働運動での社会的労働運動、すなわち抑圧体系としての公務員の問題と、労働内容・市民ニーズとの関連の追求云々も、ゴミ問題等でクローズアップされつつある。それは下請け労働者組織や障碍者運動等とのむすびつき等をふくめて新しい領域をきりひらくことが問われているといえる。）

そしてかってわれわれが「地区反戦」を反帝闘争の基礎としたように、このような社会運動、反戦、諸運動を地区においてむすびつける作業を推進してゆかねばならないわけである。

規制緩和の世界的展開

ここでは規制緩和、新自由主義のアメリカや第三世界でのドラスティックな性格と、ヨーロッパ、日本での「再編成」といった性格との一定の落差についても問題としておかねばならない。

規制緩和、新自由主義は基本的には多国籍企業化段階ということにもとずいている。すなわちその活動条件の同質化（規制、税、物価・・）要求ということにもとずいていて、戦後のIMF、ケインズ体制のうえに発展したものである。

とはいえIMF、ケインズ体制の枠組を否定している面もある。

それはアメリカの規制緩和、新自由主義の運動が、一九七〇年代初頭、世界市場分割戦での後退からのまきかえしをもこめて、ニューディール体制の解体の要求をもふくんでいたことにあらわれた。その労働者、労働組合との契約体制の破棄の要求だったということである。それは石油ショックとスタグフレーション下（不況とインフレの共存）で、ケインズ主義を需要の経済と位置ずけ、これにたいし供給の経済学（サプライサイド）

を主張する潮流の登場となった。

それはレーガンのもとでの企業減税策としてクローズアップされたが、生産現場では規制緩和ー競争激化の下での大規模な首切であった。

一九七八年の航空自由化をかわきりに、トラック、運輸、金融、鉄道、電信・電話、をかけめぐるそれは一九八〇年代のアメリカを席圏した。たとえばこの間トラック労働者の実質賃金はマイナス二六、八％低下し、航空ではマイナス二四、六％低下した。それらは今年のＰＣＰのストライキへと結果した。

この間アメリカの終身雇用（日本ほどではないにしても慣行としてはあった）は崩壊した。とりわけ一九九〇年以降の首切はレイオフ（再雇用を予定した一時帰休）ではなく、完全首切であること、ブルーカラーのみでなく中間管理職にもおよんでいること、かわりに首切可能な臨時社員やパートタイムをふやしていること、そして一九九二年以降の企業の高収益の下でも完全くびきりを拡大していることで、人々を戦慄させている。

たしかにヨーロッパとことなり（ヨーロッパは新しい雇用がふえず失業率一〇％をこえている）アメリカでは雇用は増加している。ヨーロッパではコンピュータ等ハイテクでおくれているということや、低賃金職種が成立しにくい、ということがいわれている。

しかしアメリカの雇用増は低賃金地帯である三次産業においておこなわれている。一九五〇年代三三％の製造業の労働者が一九九一年に一七％に低下したが、対極のサービス業の中核である、小売り業は平均収入で製造業の半分以下（週給で製造業四六九ドル小売り二〇六ドル）という低賃金地帯なわけである。もちろんサービス業には専門職という高賃金もふくむわけだが、そのこと自体がアメリカの所得格差拡大の一因なわけである。女性、マイノリテイ、母子家庭といった層や、没落白人男性の就業場面となっているわけである。

そしてこの間企業収益の未曽有の上昇と、実質賃金の低下、というかたちでアメリカでの新自由主義の本質がクローズアップされてきたわけである。

インフレ調整後の時間あたり賃金の低下は一九七四年から一九九四年にかけて一四％も低下したとされる（「資本主義の未来」　サロー）

それらは九三年製造業大企業九一社の収益のび率四四、一％、にみられるような企業収益の一貫した上昇が、リストラの結果であることの問題としてもうかびあがっているわけである。

これらのことは今日アメリカの一人勝ちとなっている成長の要因とされる情報・通信化資本主義の本質というものを示している。日本が七〇年代から八〇年代に先導したＭＥ（マイクロエレクトロニクス）や、ファクトリーオトメや、流通と直結するＰＯＳシステムや、多国籍企業通信ネットワークといった情報化投資とは、その核心において既存産業の人員削減システムという、ゼロサム型性格を脱出することができないという性格である。　これらの結果としてアメリカの所得分配格差の急上昇（最下層二〇％たいする最上層二〇％の所得比が七三年七、五倍、八四年九倍、九三年には一三、四倍に達したし、一九八〇年代上位一％に所得増の九〇％が集中した。（「病めるアメリカ経済」「資本主義の未来」）が進行した。

没落白人層を中心に、移民や公民権法（黒人、マイノリテイ等の教育、就業での平等化策）の排撃が進行したわけである。

そこでは「市場社会において成功しない人々は、彼ら自身のなかに非難さるべき道徳的もしくは遺伝的劣等性をもっている」という信条や、人種差別イデオロギーの蔓延が報告されている（病めるアメリカの経済ー草の根の経済白書）。前記サロー氏もこの適者生存、個人主義のもつ「個々人の選好がどのように形成されてきたか、また形成さるべきかについての理論をもっていない」という資本主義、とりわけアメリカ民主主義・個人主義の隘路を語っている。

とはいえ事実の問題として財政金融政策の枠組や社会政策の枠組を解消することはできない。むしろ世界資本主義のイデオロギー的リーダーたるアメリカ民主主義、個人主義の思想的破綻をさししめしているという歴史的意義がある。

これにたいして堅固な階級社会であり、歴史的階級闘争を経てきており、「市民社会と国家の矛盾」を理念化し、現に社会民主主義がＥＣ統合を支えているヨーロッパではそう簡単にはゆかないわけである。

（ブルジョワ民主主義の理念ーといっても既述のごとく「普通の帝国主義」のことなのだがーの弱さを日本的経営や、戦後責任・補償問題を拒否せざるをえない「単一民族思想」で補強している日本でも別のかたちで単線的にはゆかないわけである）

（グローバル経済と有事体制）

しかし多国籍企業化、新自由主義、規制緩和の運動は、この米、欧、日ブルジョワジーの枠をこえて進行してしまっているのも事実なのである。

これについての元西ドイツ首相シュミットの意見（朝日九七、七、一一）はその現実を反映している。「工業分野での国際競争はこの一〇年間二倍の人口をまきこむようになった」「雇用の減少と生活水準の低下に甘んじるか・・超先端技術による商品開発で新規参入国をひきはなすか、の選択をせまっている。」「米国はほとんどの分野で優位にたっている。一方数千万人が生活水準の低下をうけいれた」「ヨーロッパではすでに・・生活水準は低下している。」「大陸欧州の成熟した工業諸国は米国やサッチャー元首相の英国でおきたような社会的残酷さを好まない」が・・「規制緩和をする以外に道はない」と。

かれのいう「超先端技術」なるものも過剰生産とゼロサム型競争戦のわくをこえるものでないことをのぞけば、おおむねおかれている現実を正しく理解している。　つまりちょうどこの時期は、中南米では膨大な累積債務下でＩＭＦとその新自由主義の路線の下にはいる過程であった。それは開発独裁・軍部の下での工業化という現実のうえに、民政移管、多国籍企業優遇、輸入代替から輸出主導、民営化、といった規制緩和・新自由主義の奔流のような流れで

（以下十二頁下段へ）

あった。（フジモリはその流れそのものであった）

逆に一九九四年メキシコ・サパテイスタ蜂起はそれらに抗する最初ののろしであった。

またアジアでは東北アジアからＡＳＥＡＮ、中国へと流れが拡大した。がそれは韓国・ＮＩＣＳとはやや異質な八六年プラザ合意ー円高下、日本の多国籍企業の集中豪雨的投資の結果であった。

いずれにせよそれらは工業、農業、自然環境問題全体をとうして社会的分化や分解を加速し、「第三世界問題」を構造的に再生産する。がそれにとどまらない。同時に帝国主義国の空洞化と低賃金化圧力をもひろげている。とりわけ第三世界の低賃金を利した多国籍企業製品の本国への流入をとうしてそれを促進している。（それは変形された帝国主義国と第三世界との格差縮小という面もある。多くの人がらいらくするというかたちをとりながらであるが）

一二頁下段へ続く

精神医療の現在

北村　裕

1　はじめに

かって「プシ共闘」（精神科医全国共闘会議）に結集した医師達は、70年代の精神医療運動について一つの方向性を提示していた。「70年代の精神医療解体運動は、・・・『悪徳医療（病院）・悪徳法体系（法制化）反対』ではなく、『現代医療（病院）・現代治安法体系の拒否・解体』でなければならない」し、「精神病院解体闘争が病院内の『患者』と呼ばれる底辺労働者と院内医療労働者の相互批判・相互止揚的関係を基底とする個別病院権力打倒＝個別地区権力打倒の闘いとして踏まえなければならないし」、「政府ブルジョアジーと一部支配階級の反革命統合医療政策（隔離収容・保安処分・予防拘禁）に荷担するのか、それとも革命的に人民のための医療を創出する活動（反革命医療解体作業）に身を投じるのかの二者択一を迫られるところへ来ている」（精神科医全国共闘会議「国家と狂気」）と問題をたてた。

ところでその後、「精神医療解体運動」は、どのような成果をもたらしたのだろうか？　今日では「こころ」の問題が大きく取り上げられるようになり、それと共に、精神科の敷居もかってなく低くなり、身近なものとなってきていると言われている。しかし、その一方で精神病院は、相変わらず非日常的空間を再生産し続けている。外の世界から病者を隔てる鍵、窓にはめられた鉄格子、隔離された空間の中で、更に重い扉で隔てられた「保護室」、そこでは便器が廊下から丸見えとなっており、自分で水を流すことも出来ない、服薬の時間になると一列に並んで薬を飲まされ、たばこも本数が決められていて時間毎に手渡される、また外部との通信手段である赤電話は、ナースステーションの前にあり、外出や外泊等の一切の権限は医師に握られている、等々。

この様な精神病院の実態を少し数字をあげて見ておこう。

1997年4月現在の精神病床数は、36万200床である。これは日本の全ての病床数の19％にあたる。実際に入院している患者数は、33万7000人である。日本の精神病床数は、1960年9万5000、1970年24万7000、1980年30万8000、1990年35万9000と推移してきており、1960年代に飛躍的に増えたことがわかる。それは、1960年代の高度成長期に、労働力にならない「精神障害」者に対する隔離・収容政策の結果がこの数字に現われているわけである。現在の精神病床数は、人口1万人あたり29床で、アメリカに比べると約4倍である。そして、この病床数の89％は民間病院の病床が占めている。この民間病院への依存は、日本の精神科の病床数が減らない大きな原因をなしている。

精神病床数の中に占める開放病床の割合は37％であり、6割以上は鍵のかかる閉鎖病棟である（1994年度の厚生省の調査）。しかし、自発的な入院形態である「任意入院」患者の割合は64％であるので、半数以上が任意入院であるにも拘わらず閉鎖病棟に入院していることになる。

次に精神科の平均在院日数を見ると468日で、一般病床の34日に較べると飛躍的に長期にわたっている。その上在院期間を詳しく見ると、1年6ヵ月以上が　71.2％であり、5年以上でも　49.6％と半数近くが5年以上入院しているわけである。

また、医師、看護者の数は、一般病院に較べて少なくてもよいことが公認されている。一般病院では病床16床に一人の医師がいなければ認可されないが、精神病院ではその三分の一でよいと、医療法の特例で認められているからである。従って、精神科では患者約50人に医師一人いればよいということになり、実際はそれすらも守られていないというのが実態である。看護者の数は、一般科では4人に一人の看護婦が必要（基準看護）なのだが、精神科では90年の厚生科学研究班の調査では、回答病院の37％の病院が基準看護をとっていないとの結果が出ている様に、多くの病院で看護者の数が不足しているわけである。そればかりか、その看護者の多くも無資格者に依存しているわけである。

この様に、少ない医療従事者の下で、狭い空間に長期に閉じ込められてきているというのが、今日も続いている精神医療の実態なのである。

このような「隔離・収容」の精神医療に対して、これまで「改革」運動は様々に試みられてきた。

2　精神医療の改革・小史

今から28年前の1969年5月、いわゆる金沢学会（日本精神神経学会・金沢大会）において、「関西精神科医師会議」や「東大精神科医師連合」が中心となり、全国の若手医師達と共に学会を告発した。当時1960年代後半は階級闘争が高揚し、大学闘争を初めとして新左翼諸派に担われた大衆武装闘争が政府打倒の戦いへと登り詰めていった時代であり、彼等はその影響の下に、収容所的な精神医療の状況およびそれを支える大学の医局講座制および医療の帝国主義的再編を批判したのである。

当時の精神医療の状況というのは、1950年代に「精神病」の薬が開発され、薬物療法が取り入れられ「精神医療の革命」の時代を迎え、続く1960年前後は、ロボトミーや電気ショックなどの「身体的治療」に対応させた療法としての「生活療法」が導入された時期であった。「生活療法」は、当時国立武蔵病院や昭和大学烏山病院がモデル病院とされていた。しかし烏山病院では、1970年に「生活療法」を批判した医師が不当配転・解雇され、10年間にわたり裁判闘争が行われた。まさに、あたりまえの生活とかけ離れた環境で、「分刻みのスケジュールを作り、患者を枠にはめ込み、・・・治療者の意向に沿うような行動がとれないと退院出来ない等、生活療法は、実は隔離収容をより合理的に押し進めるための技術体系でしかなく、反治療的」（野村満「烏山裁判終結の報告」）なものであった。

ところで、当時の精神医療

を規定する法律は、「精神衛生法」であった。1950年に制定されたこの法律は、「精神障害」者を強制的に隔離・収容することを基本的性格としていた。すなわち、措置入院と同意入院の規定がそれである。措置入院は、鑑定医により「自身を傷つけ」又は「他人を害する恐れ」があると認められれば入院させることが出来（同法第29条）、同意入院とは、医療及び保護のため入院が必要と認められると、本人の同意がなくても保護義務者の同意により入院させることが出来る（同法第33条）ものである。この「精神衛生法」は、1964年のライシャワー事件を契機として、治安当局により精神障害者の取締の強化が主張され改悪された。緊急措置入院制度の新設、保健所の訪問指導強化など、地域管理網を強化し、隔離収容を徹底させるものであった。更に、1968年には法制審議会刑事法特別部会において保安処分の要綱案がまとめられた。保安処分とは、禁固以上の刑に当たる罪を犯した人で、病気などのために再び罪を犯す可能性の強い人をその可能性がなくなるまで拘禁しようとするものである。これに対しては反対運動が取り組まれ、保安処分の新設は阻止された。しかし、1980年、新宿バス火災事件をきっかけに再び保安処分法制化の動きが再燃した。この動きの中で、弾圧の拡大を恐れた日弁連は「精神医療改善のための要綱案」（1981年）を作成し、保安処分に代替させようとし、これが精神医療の治安管理的再編に向けた引き金となっていった。この延長線上に「精神保健福祉法」はあると言える。

さて1984年には、日本の精神医療の実態が国際的に批判されるような事態が明るみに出た。患者に対する殺人事件を初めとする様々な不祥事件をともなった、「宇都宮病院事件」が告発されたわけである。国連人権委員会の「少数者の差別防止と保護に関する小委員会」（1984年）、その他の場で、日本の精神医療の遅れと「精神障害」者への人権の無視が指摘された。これが大きなきっかけとなり、厚生省は「精神衛生法」の「改正」を公に表明し、1988年「精神障害者の人権を保障し、社会復帰を進めるため」を目的に「精神保健法」として改訂、施行した。これにより、これまでの「精神衛生法」にはなかった「任意入院制度」が取り入れられ、更に精神障害者の人権の擁護として、入院時の権利の告知義務、面会、通信の自由、拘束や行動制限は指定医の指示に基づくこと、又都道府県に第三者機関として「精神医療審査会」を設け、病状審査や不服申請が行われるようになった。又、社会復帰の促進に対しては、「援護寮」「福祉ホーム」「授産施設」が法の中に明文化され、補助金の支出が定められた。更に5年後に見直すことが謳われ、1993年に「改正」された。この時の「改正」点は、大都市特例を定めて、政令指定都市が精神保健行政の責任を持つことにしたことの他、社会復帰に関する若干の「改正」を行った。すなわち、「グループホーム」の法定化と「精神障害者社会復帰促進センター」（生活支援センター）の新設等である。

また、その年に「障害者基本法」が制定され、「精神障害」者が明確に「障害者」として位置付けられ、他の「障害者」と共に、「障害者」福祉の対象者として明文化された。これを受けて、1995年に「精神保健法」は「精神保健福祉法」と名称が変えられ、「精神障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」が目的として加えられた。そして、「精神障害」者福祉手帳の交付、保健所の業務に福祉に関する相談が加えられ、市町村の役割が強化され、社会復帰施設の中に、「福祉ホーム」、「福祉工場」、「社会適応訓練事業」が法定化された。

この様に、この間「精神衛生法」が「精神保健福祉法」へと改訂されて、「社会復帰」の促進が施策として実行されてきているわけであるが、このことは又厚生省が医療費削減政策の標的の一つとして精神科病床数に焦点を当ててきていることの帰結でもある。1994年の保険点数の改訂の中で、外来重視施策が打ち出され、在院日数に応じて保健点数を切り下げ、加えて「精神科療養病棟A、B」が新設され、病棟の「類型化−機能分化」が持ち込まれた。これは、「『精神科特例』の新たな拡大であり・・・、長期在院者の医療施設内収容を固定化させるもの」（岩尾俊一郎「精神病院『機能分化論』の検討」）と言える。そして、更に厚生省は、精神科病床数を将来的に9万削減することを目指している。

この様に、精神科病床数は、国の政策のしわ寄せの結果とし現われており、今後は「収容政策」から「地域管理」の方向へと進んで行くことは必至である。

3　当面する課題

69年の金沢学会が告発したものは、精神病院の密室性、拘禁性であり、それと表裏一体のものとしてあった「精神障害」者の自発性の無視、権利の制限であった。すなわち、精神病院の開放化と、「精神障害」者の権利の擁護（「自由化」）が目指されたわけである。

その後、「宇都宮病院問題」を契機として「精神保健法」が成立し、また医療法の改正による病院の「類型化−機能分化」の動きの中で、病床の規制や入院患者の在院日数を基準とした保険点数制度が導入された。前者において任意入院制度や通信・面会制度が規定されたことや、後者において、精神病院は経営的に追い詰められた結果、「開放化」「自由化」の運動は一頓挫した。

実際、現在の開放化率を見ると、1993年の時点で全開放の病院　2.6％、60％以上開放の病院　18.3％、全閉鎖の病院　18.9％である。また、全精神病床数の中で開放病床の占める割合は、76年29.2％に対して、94年37.1％と18年間でたかだか8％の増加を見ただけである。

更に、在院期間を見ると、1年6ヵ月以上　71.2％、5年以上では　49.6％と長期在院患者で占められている。そして更にこの在院期間と重症度との関連を見ると、「中等度の患者」群が占める割合は、在院期間が1年6ヵ月を超えるところで他の群を引き離して増加し、5年以上になると飛躍的に増加する。「中等度」とは、「症状が固定化し、無為、自閉的に過ごす慢性長期在院患者」である。まさに、これまでの精神病院の開放化の運動は、この様な精神病院が抱えている基本的な構造にはほとんど変化を与えないままに現在に至っているわけである。

今日、「精神保健福祉法」や障害者対策推進本部の「障害者プラン−ノーマライゼイション7カ年計画」（1995年）で、「社会復帰」や「地域化」が謳われているが、実際は社会性の喪失や、現実適応能力の低下ということが、「地域化」の大きな障害になっている。なによりも精神病院の閉鎖性こそが問題の根幹をなしている。

ところで、「精神衛生法」は「精神保健福祉法」と改正され、ある程度人権保護的な規定、例えば、任意入院への努力規定、権利に関する一定の告知義務、通信、面会の自由に関する一定の保障や、社会復帰の促進などが謳われているが、必ずしももろ手を挙げて評価出来る内容ではない。

それはこれまで「隔離、収容」の場となってきた日本の精神病院を改革するためのものとはなっていないからである。ここでは二点について指摘しておきたい。

第一は、「精神障害」者を社会から排除するものである措置入院の基準にはまったく手をつけられていない。そればかりではなく、保護者の同意による強制入院は、「医療保護入院」と名称を変えただけでそのまま残された。つまり相変わらず、「精神障害」者への強制入院や行動の制限が法律の基本となっているわけである。

第二に、指定医に絶大な権限を与え、その指定医を国家管理の下に置いている。すなわち厚生大臣が指定医の任免権を持ち、指定医は5年毎の資格更新を義務づけられている。指定医には、措置入院、医療保護入院、応急入院、仮入院などの強制入院をさせたり、措置入院を解除する権限、任意入院した患者から退院要求があっても72時間は病院に入院させ続けられる権限、入院中の行動制限を課する権限等がある。まさに指定医とならなければ、精神病院において医師として働くことが出来ない様になっている。

まさに「精神保健福祉法」は、この様な強制医療の思想に、「精神障害」者の福祉を接ぎ木したものといえよう。

4　ある精神病院でのささやかな試み

最後に、この様な「精神保健福祉法」の下で精神病院を「改革」する取り組みを報告する。私の勤める精神病院は、ベッド数400、労働者数約250人の中規模の病院である。都市近郊にあり、近くにはほとんど精神保健関連の施設がなく、労働者もほとんど地元の人間で占められている施設である。病院の体制は準公的病院なので院長＝経営者ではなく、数年前ワンマンな院長が退陣後、新しい院長はリハビリテーションの機能を病院に取り入れる姿勢をとった。つまり、古い体制の病院だが、最近の医療状況に合わせた「改革」が要求されていたからである。そのような中で、数年前、私はコ・メディカルとして病院に勤務し、ささやかな実践を積み重ねてきた。

労働組合は御用化しており、私達は組合とは独自の活動をせざるを得なかった。最初は病院の風通しを良くする活動から始めた。他の施設への見学会や講演会を独自に企画した。講師には、先駆的な取り組みをしている他の精神病院の医師や看護婦、地域で精神保健活動を展開している人、「ルポ精神病棟」の著者、弁護士、地域で活動している「精神障害」者などにお願いした。講演は常時、看護婦、医師、コ・メディカルなど30～40人が参加し、終了後、講演内容をパンフレットにして各職場に配布した。

この様な病院に外の風を吹き込むことをしながら、次に、「病院ニュース」（月刊）を発行し、労働者に病院の方針や各職場の意見や動きを伝えた。

さて私の病院では、長い間事務職以下全ての労働者が白衣を着ているという前近代的な状況にあった。白衣は病院の権威の象徴として機能し、あるいはかっての暴力装置の名残りとしてあり、これを着ないことの意味は今でもなくなっているわけではない。看護婦や医師など10人位と、全員が白衣を着ていない全開放の病院へ見学へ行き、白衣を着る必要のないことを話し合い、医師、ケースワーカー等数人で、白衣を脱ぐ行動を起こした。その後少しずつ広がりも生まれてはいるが、病院の中では、いまだに少数で続けている。　その他に、他の病院の医師等を招き、ボランテイアとして病院の日常活動に参加してもらう試みもしている。すなわち、彼等に私の病院の活動に非専門職として参加してもらっている。これまで病院の行事にボランテイアとして参加する試みは多いが、日常活動に入ってもらっているわけである。

この様に、病院の医師を頂点としたヒエラルキー体制を取り壊し、それによって今日の精神病院の存在が再生産している抑圧的な側面を変えていくことが、私達に出来ることであり、必要なことでもあると思われる。それは、「精神障害」者ばかりか、そこに働く私達労働者をも、抑圧・管理していくものとして機能している。そして何よりも、病院が心病む「精神障害」者にとって、「憩える」時や場所や人を提供することが出来たり、更には、病院の外の生活までをも、そのような場へ変えていくために、たゆみない実践を積み重ねていくことが現在の私達の課題である。

私達のこの様な実践は、精神病院の中に、いわゆる「市民社会」の様々な当り前の機能・側面を取り入れる作業と思われるし、この様な行動こそが、ささやかではあるが精神病院を緩やかに「解体」する戦いの一端と考えている。（寄稿）

二四頁より

タリア大衆の参加する統制をおこなわねばならない。」（同上一七二）

佐久間はこのようにして芳村を批判しました。党の死滅については「コミンテルンドキュメント」を引用して次ぎのように述べています。「プロレタリア政党の必要は、階級の完全な消滅とともにはじめて消失する。この共産主義の究極的勝利にむかう路上では、現在のプロレタリア組織の基礎的三形態（党、ソヴィエト、生産者組合）の歴史的重要性が変化し、そして労働者組織の単一な型がじょじょに結晶することが可能である。だが、共産主義が闘いとるべき目標でくなり、そして全労働者階級が共産主義者となったとき、共産党ははじめて完全に労働者階級のなかに解消するであろう。」（「コミンテルン・ドキュメント」Ⅰ一一七～一一八頁）（同上p一七三）

佐久間元の芳村三郎批判はそれぞれ的をついています。たしかに芳村の主張はサンヂカリズムでしょう。しかし芳村のするどい主張に佐久間元もいささかタジタジとなっているところがあります。それは佐久間の「（引用文不明―編集者）」「（　同　）」といった議論に示されています。これは党機能論を一歩うけいれたものではないでしょうか。

私が学生だったころの関西ブンドは佐久間元を評価していたようです。政治過程論に党組織論がないということは当初から言われており、政治過程論を補完するものとして書かれたのが、「革命的政治闘争とはなにか」だということになっていました。

それでは「革命的政治闘争とはなにか」は何を主張したのでしょうか。（おわり）

趣意書に対する意見の補足（続き）

高見沢洋一

プロ通三〇号で私が延べた趣意書に対する意見について、いくつか補足しておきたいと思います。

1　共産主義論について

前回は私はマルクス『ゴータ綱領批判』から引用して、意見を述べた後で「・・・結びついているのですから、趣意書のように『依存させることはできないし』とはいえません。以上については、資本論第一巻第十三章機械と大工業とも関連していますがここではくわしく延べません。」としていました。以下、資本論第一巻第十三章を検討してみたいと思います。

「すでに見たように、大工業はマニュファクチュア的分業―そのもとでは一人の人間全体が生涯にわたって一つの細目作業に縛りつけられる―を技術的に止揚するのであるが、同時に、大工業の資本制的形態はかの分業をいっそう怪異なものに再生産するのであって、かかる再生産は、本来的工場では、労働者を部分機械の自己意識ある附属物に転化することによって行われ、その他の所では、部分的には機械および機械労働の散在的使用により、部分的には分業の新たな基礎としての婦人労働・児童労働および不熟練労働の採用によって行われる。マニュファクチュア的分業と大工業の本質との間の矛盾は、暴力的に自己を主張する。」（資本論角川文庫版、第一部第二分冊二五二P）

「大工業の原理、すなわち、各生産過程を絶対的に・さしあたり人間の手をいっさい顧慮することなく・その構成諸要素に分解するという大工業の原理は、技術学という全く近代的な科学を創造した。社会的生産過程の錯雑した・外観的には無連絡で骨化した・諸姿態が、意識的・計画的な、所期の有用的効果に応じて組織的に特殊化された、自然科学の応用に分解された。技術学はまた、使用される用具のあらゆる多様性にもかかわらず人体のあらゆる生産的行為が必然的にそのかたちで行われる少数の大きな基本的運動形態を発見したのであって、それはあたかも、機械学は、機械がどんなに複雑であってもそれが簡単な機械的力能の絶えざる反復であることを見誤らないのと同じである。近代的工業はけっして、ある生産過程の現存形態を最終決定的なものとは見なさず、またかかるものとしては取り扱わない。だから近代的工業の技術的基礎は革命的である、―すべての従来の生産様式の技術的基礎は本質的に保守的であったが。近代的工業は、機械・化学的処置・その他の方法によって、生産の技術的基礎とともに、労働者の機能および労働過程の社会的結合をたえず変革する。かくしてそれはまた、社会内分業をたえず変革し、一生産部門から他の生産部門へ、多量の資本および労働者を間断なく移動させる。したがって大工業の本性は、労働の転変・機能の流動・労働者の全面的可動性・を条件づける。他面、大工業は、その資本制的形態において、旧式分業をその骨化した分立性とともに再生産する。すでに見たように、この絶対的な矛盾は、労働者の生活状態のあらゆる静止・固定・確実・を止揚するのであって、労働者の手から、労働手段とともに絶えず生活手段をうち落し、彼の部分機能とともに彼じしんを過剰ならしめようとする。またこの矛盾は、労働者階級のたえまない犠牲祭・労働力の際限もない浪費・社会的無政府性の破壊作用・において、荒れまわる。これは消極的側面である。しかるに、労働の転変がいまや圧倒的自然法則として―いたるところで障碍にぶつかる自然法則の盲目的・破壊的作用をもって―のみ行われるとすれば、大工業は自己の破局そのものによって、つぎのこと、すなわち、労働の転変したがって労働者のできるかぎりの多面性を一般的な社会的生産法則として承認し、この法則の正常的実現に諸関係を適合させることを、死活問題たらしめる。大工業は、資本の転変する搾取欲のために予備として保有され自由に利用される窮乏した労働者人口という奇怪事に置換えるに、転変する労働需要のための人間の絶対的利用可能性をもってすることを―すなわち、ある社会的細目機能の単なる担い手たる部分個人に置き換えるに、その者にとっては様々な社会的諸機能があい交替する活動様式であるような全体的に発達した個人をもってすることを、死活問題たらしめる。（同　二五四～二五六頁）」

以上引用しましたが、以上の内容とゴータ綱領批判の「諸個人の全面的な発展につれて、かれらの生産諸力も成長し、」といった部分や、あるいは資本論第三巻第四八章三位一体範式の中の「自己目的として行なわれる人間の力の発展が、真の自由の領域が―といってもかの必然の領域を基礎としてのみ開化しうる自由の領域が―はじまる。労働日の短縮は根本的条件である」（河出書房新社版４　三〇二～三〇三P）といった部分と密接に関連していることは明らかだと思います。

マルクスが資本制的大工業と傍点をうっていることに注意をうながしておきたいと思います。すなわち、大工業はマニュファクチュア的な分業を技術的に止揚するけれども資本制的大工業では旧式分業を残すところに矛盾があると。この矛盾が労働の転変を作りだすこと。全面的に発展した個人についてのマルクスの考えは資本制的大工業は決してそのような個人を作りださないけれども「大工業はその破局において」そのような個人を生みだすことを「死活問題とする」というものです。

1（2）　レーニンの一国一工場論について

①　たしかにレーニンは一国一工場の意味のことを「国家と革命」で書いています。たとえば以下のようです。『人民の大多数が、資本家（いまでは勤務員に変わっている）や、資本家的習癖をもちつづけているインテリゲンツィアの紳士諸君に対して、このような計算、このような統制を、

自主的にいたるところで、おこないはじめるなら、そのときには、この統制は、真に普遍的・一般的・全人民的なものになるだろう。そのときには、どんなにしてもこの統制を避けることはできず、「隠れ場所がなくなる」だろう。

社会全体が、平等に労働し平等に支払をうける、一つの事務所と一つの工場になるだろう。

しかし、資本家にうちかち、搾取者を打倒したプロレタリアートが全社会におしおよぼすこの「工場」規律は、けっしてわれわれの理想でもなければ、われわれの終局目標でもない。それは、社会から資本主義的搾取のいやらしさと醜さを徹底的に清掃するために、そしてさらに前進するために必要な一小段階にすぎない。』（国民文庫版「国家と革命」P一二八～一二九）

『計算と統制ーこれが共産主義社会の第一段階を「軌道にのせる」ために、これを正しく機能させるために必要とされるものである。ここでは、すべての市民は、国家ー武装した労働者がそれであるーに雇われる勤務員に転化する。すべての市民が、一つの全人民的な国家的「シンジケート」の勤務員と労働者になる。要は、彼らが仕事の基準を正しくまもって、平等に働き、平等に受け取ることだけである。これを計算し、これを統制することは、資本主義によって極度に単純化され、監視と記録、算術の四則の知識と適当な受領証の発行といったような、読み書きのできるものならだれでもできる、ごく単純な操作になっている』（同上、p一二八）

色々な論者が指摘していますが、以上のような箇所は明らかにおかしいとおもいます。おそらくレーニンは過渡期のプランであいまいさがあったと思われます。協同組合化についてはっきりしていなかった点がありました。「国家と革命」の「ゴータ綱領批判」を引用しての国家死滅の経済的基礎を論じている部分にあいまいな点があります。これについては色々指摘できますが、端的にいって次のような部分は問題だと思います。

『われわれは、資本家の収奪が人類社会生産力の巨大な発展をかならずもたらすであろうと、確信をもっていう権利がある。しかし、この発展がどれほど急速にすむか、それがどれほど急速に分業と手を切り、精神労働と肉体労働との対立を廃絶し、労働を「第一の生活欲求」に転化するようになるか、われわれはそれを知らないし、また知ることもできない。

だからこそ、われわれは、国家は不可避的に死滅すると言うにとどめて、この過程が長期にわたること、それが共産主義の高い段階の発展速度にかかっていることを強調し、死滅の期限や死滅の具体的形態の問題は、まったく未解決のままにしておくことが至当である。なぜなら、これらの問題を解決する材料がないからである。』（同上、p一二二）

「我々はそれを知らないし又知ることもできない」「なぜならこれらの問題を解決する材料はない」というのでは困ります。「ゴータ綱領批判」では協同組合的社会の構想、または協同組合的社会的富ということがのべられていますが、レーニンはそれに注目していません。協同組合的社会的富に関しては翻訳上の問題もあるようです。

どうしてこのようになったのかというと、これも色々な人が論じていますが、レーニンが当時のドイツ国家独占資本主義を利用できると思っていたところからの制約があったと思われます。たとえば次のような部分です。

『前世紀の七〇年代のドイツのある機知に富んだ社会民主主義者は、郵便を社会主義経営の見本だとよんだ。まことにそのとおりである。今日では、郵便は、国家資本主義的独占の型に組織された経営である。帝国主義は、すべてのトラストをこのような型の組織にじょじょに転化させている。ここでは、たくさんの仕事を背負わされながら飢えている「普通の」勤労者のうえに、同じブルジョワ的官僚制度がのしかかっている。しかし、ここには社会的運営の機構がすでにできあがっている。資本家を倒し、武装した労働者の鉄腕でこれらの搾取者の反抗を粉砕し、近代国家の官僚機構を破壊せよ、ーそうすれば、われわれの眼前には、「寄生体」をとりのぞき、高度な技術を装備した機構が現れる。』（同上、p六六）

② そもそもレーニンは「さしせまる破局、それとどう闘うか」における統制の問題など、国家独占資本主義は社会主義への第一歩という考えをもっていました。レーニンはネップ政策に転換したあとの「食料税について」でも次のように言っています。

『ロシアではいままさに小ブルジョワ的資本主義が幅をきかしており、そこからは、大規模国家資本主義へゆくにも社会主義へゆくにも、同じ一つの道を通り、同じ一つの中間駅、いわゆる『生産物の生産と分配にたいする全人民的な記録と統制』を経由する道を通るのである。この点を理解しない者は、許しがたい経済上の誤りをおかすものであって、それは、現実の事実を知らず、現にあるものが見えず、真実を直視することができないためか、それとも、『資本主義』と『社会主義』とを抽象的に対置するだけで、いまわが国でこの移行がおこなわれている具体的な諸形態と諸段階を深くきわめようとしないためか、どちらかである』（大月書店、レーニン一〇巻選集第一〇巻、p一七九）

「国家資本主義にも社会主義にも共通するもの（全人民的な記録と統制）を経由するのでなければ、ロシアの現在の経済状態からさきにすすむわけにはいかない（同上、p一八〇）』

このような考え方はリアルで正しいものでした。全権力をソヴィエトへとして、ソヴィエト内の農民小ブルの革命的愛国主義を革命的祖国の敗北の立場から説得していったことと同様と思います。しかし、先にのべたような共産主義の高い段階、あるいは国家死滅の経済的基礎に関してあいまいさが残っていたり、協同組合的社会ということを考慮にいれていなかったりしていたので、戦時共産主義＝社会主義という考えも自然発生的に生まれてしまったのではないかと思われます。

「食料税について」の中にも次のような部分があります。

「問題をはっきりさせるために、まず国家資本主義の最も具体的な例をあげよう。その例がどんなものだか、だれでも知っている。それはドイツである。そこには、ユンカー的＝ブルジョワ的帝国主義に支配された現代の大規模資本主義的技術と計画的組織化との『最新の達成』がある。傍点をふったことばとりのぞいて、軍事的、ユンカー的、小ブルジョア的、帝国主義的な国家というところを、同じく国家ではあるが、違った社会的型の国家、違った階級的内容をもつ国家であるソヴィエト国家すなわちプロレタリア国家と言いかえれば、社会主義を成立させる条件の全部がそろうことになる。」（同上、p一七八）「そして歴史は・・（中略）・・独特なすすみ方をして、一九一八年にはすでに、国際帝国主義という一つの殻にはいった将来の二羽のひよっこさながらに、社会主義を二つに分けた両半分を、すぐ隣あわせに生み出した。ドイツとロシアは、一九一八年には、前者は社会主義の経済的、生産的、社会経済的条件の、後者はその政治的条件の、最も明瞭な物的実

現をあらわしていた。」（同上ｐ一七八～一七九）

このような社会主義に関する考え方も戦時共産主義＝社会主義という考えにつながったといっていいでしょう。戦時共産主義の中でレーニンはたとえば共産主義土曜労働をほめたたえ、労働にたいする態度を革命してゆくといっています。しかし、一直線にはそうはならなかったわけで、これは一一（一）で説明したように自己目的としての労働にかかわることですがレーニンが考えたよりも長期の期間を必要とすることだったのです。このことはちょっとより道ですがキューバ革命における無償労働、中国文革における労働をめぐる問題に関連しても教訓的ではないかと思います。ブンド九回大会以降の問題としては田原理論、風巻論文の問題があります。

一方でレーニンは「国家論ノート」のなかの「Ｋ・マルクスの政治的無関心論」で次のようにいっています。

「いま必要なことは、〈政治〉と肉体労働とを結合することであり、工場労働の交替だけでなく、工場労働（農業労働、肉体労働一般）から政治への交替をおこなうことである。」（国民文庫一三八「国家論ノート」ｐ七三）

この考えは正しいものでしたがおしむらくは協同組合的社会の構想についてに考慮がなく、過渡期のプランに欠陥があったところに問題があったと思います。（このことは共産主義の低い段階における、ゴータ綱領批判での「ブルジョア的権利」について価値規定との関係に言及せずにのべていることにも示されているでしょう。〈同上、国家と革命、ｐ一二〇〉　これまた中国文革における「ブルジョア的権利」をめぐる論争の総括などに教訓的なことと思います。）

レーニンが協同組合について余り評価していなかったのには第一インターでパリコンミューンの時代には労働者生産協同組合の運動がありましたが、その後第二インターの時代は消費協同組合が中心で、かつ日和見主義の支配があったことがあげられると思います。『そしてわれわれが勝利した・・小農民的な国で自分の独裁を実現しつつあるプロレタリアートの正しい政策は、穀物と農民の必要とする工業製品との交換である。』（同上、レーニン一〇巻選集第一〇巻ｐ一八六）

このようにいって戦時共産主義からネップ政策に転換したレーニンは協同組合を評価するようになってゆきます。

『しかし、「協同組合的資本主義は、私経営的資本主義とは違って、ソヴエト権力のもとでは国家資本主義の一変種であり、またそのようなものとして、現在のところ、われわれにとってーもちろん、ある程度までであるが、ー有利であり、有益である。食糧税がのこりの（税金のかたちで徴収されない）余剰を販売する自由を意味するものであるかぎり、資本主義のこの発展ーというのは、販売の自由、商業の自由は資本主義の発展であるからーを協同組合的資本主義の軌道にむけるように努力をはらうことが、われわれにとって必要である。』（同上ｐ一九一）

そして死を直前にしたレーニン最後の闘争における「協同組合について」では次のようにのべられるにいたります。

『じっさい、わが国で国家権力が労働者階級の手ににぎられた以上、すべての生産手段がこの国家権力のものとなった以上、われわれに残された任務は、まさしく、住民を協同組合に組織することだけである。住民が最大限に協同組合に組織されるならば、以前には、階級闘争や政治権力獲得のための闘争、その他が必要だと正当にも確信していた人々から当然にあざけられ、冷笑され、軽蔑されていたその社会主義がひとりでにその目標を達成する。（同上二九四）『われわれがネップに移るさいに度をすごしたのは、自由な商工業という原則を重視しすぎた点にあるのではない。ネップにうつるさいにわれわれが度をすごしたのは、協同組合について考えるのをわすれた点であり、いまでも協同組合を過少評価している点であり、またさきに述べた二つの観点からみた協同組合の大きな意義をはやくも忘れはじめた点である。』（同上ｐ二九五）

実際今すぐ何をすることができるかとしてレーニンは提案しています。「政治的には、協同組合が一般に、またつねに一定の特典をうけるだけでなく、純然たる財産上の特典（銀行利子率などの点で）をもうけるようにしなければならない。われわれは、重工業等々さえもふくめて私的企業にわれわれが貸しつける額を、たとえわずかでも上回る額の国家資金を、協同組合に貸しつけるべきである。』（同上ｐ二九六）『すなわち、わが国の住民が、協同組合にひとりのこらず参加することがどんなに有利であるかを理解して、こういう参加を軌道にのせるほどに、かれらを「開花」させることである。これ「だけ」である。いまのところ、われわれが社会主義に移行するには、これ以外にたいした工夫はなにもいらない。けれども、これ「だけ」のことをやりとげるためには、完全な変革が、人民大衆全体の文化的発展の一時代が、必要である。』（同上ｐ二九六）

経済財政金融上の一連の特典を協同組合にあたえること、協同組合の設立にたいして与える報奨の形態、開花した協同組合活動家をつくりだす手段となるような報奨の形態を見出すことをレーニンは提案しています（同上ｐ二九七）

『ところで、生産手段の社会的所有がおこなわれ、プロレタリアートがブルジョアジーにたいし階級的勝利をおさめているところでの、開花した協同組合活動家の制度とは、社会主義制度にほかならない。』（ｐ二九七）『第一には私的企業である点で、第二には集団的企業である点で、国家資本主義的企業とは異なっている。われわれの現行の制度のもとでは、協同組合企業は、集団的企業である点で私的資本主義的企業とは異なっているが、もしその建てられている土地や生産手段が国家すなわち労働者階級のものであるならあ、その協同組合企業は、社会主義的企業とは異なるところがない。（同上二九九）・・中略・・協同組合は、わが国の条件のもとでは、ほとんどつねに社会主義と完全に一致する』（同上ｐ二九九）

『いまでは、協同組合の成長そのものが（さきにあげた「わずかな」例外はあるが）、われわれにとって社会主義の成長と同じ意味をもっている、といってさしつかえない。それと同時に社会主義についてのわれわれの見地全体が根本的に変化したことを、われわれは認めないわけにはいかない。この根本的変化とは、以前にはわれわれは政治闘争、革命、権力の獲得、等々に重点をおいていたし、またおかなければならなかったが、いまではこの重点が移動して、平和的な、組織的な、「文化的」活動におかれるようになった、ということである。国際関係さえなかったなら、国際的規模でわれわれの地位を守るためにたたかう必要さえなかったら、私は、われわれにとって重点は文化的な仕事に移りつつある、というのをはばからない。だが、この問題を別とすれば、国内の経済関係に限ってみれば、いまではわれわれの活動の重点は、実際に文化的な仕事に帰着する。』（同上二九九～三〇〇）

『われわれは一時代をなす二つの主要な任務に当面している』（同上三〇〇）といってレーニンは官僚機構のつくり

かえ、農のための文化活動を提案しています。『全農民を協同組合に組織するというこの条件は、農民（まさに大多数者である農民）の高い文化水準を前提するので、完全な文化革命なしには、全農民をこのような協同組合に組織することは不可能である』（同上p三〇〇）

わが国では政治的社会的変革が文化の改革（文化革命）に先行したといってレーニンはロシアに社会主義は不可能だという論者に反論しています。『しかしわれわれが理論（あらゆる衒学者の理論）によって予定されたものとは違った一端から始めたという点で、またわが国では政治的および社会的な変革が文化の変革、文化革命に先行したという点で、かれらはまちがっていた。にもかかわらず、われわれはいまやこの文化革命に直面しているのである。』（p三〇〇）

レーニンはこのような実践的立場からロシア革命の特徴づけをしていますが、最後に次ぎのようにいって論文を終わっています。『この文化革命さえおこなえば、われわれがわが国を完全に社会主義的な国とするのに十分である。だが、われわれにとってこの文化革命は、純文化的な困難（なぜなら、われわれは文盲だから）も、物質的な困難（なぜなら、文化的になるためには、物質的生産手段のある程度の発展が必要であり、ある程度の物質的基盤が必要だから）もふくめて、はかりしれない困難をあらわしているのである。

一九二三年一月六日』（p三〇〇）

④　レーニンの一国一工場制度批判からはじめて、最後の協同組合論まで、一連の引用をしながら延べてきましたが、革命のいりくんだ過程をといてゆくことは実践家の目をもってしかできないことがよくわかります。レーニンは最後に課題として党官僚機構の改革および農村における文化運動をあげていました。このことについて説明しようと思うと「労農監察部プラン」「量よりも質を」等を検討しなくてはなりません。これについては別に文章をまとめる約束をしておきたいと思います。引用のみの論文ですが問題点は浮き彫りになっていると思います。

レーニンは最後近くでロバート・オーウエンについてのべていますが、この時点でおそらくレーニンはマルクスの「ゴータ綱領批判」における協同組合社会の構想や、「国家と革命」における自分の誤りも理解するに到っていると思われます。また戦時共産主義のなかでおかしたいくつかの誤りも理解するに到っていたとおもわれます。

「文化革命」の強調はここからも生まれていたことでしょう。いずれにしろ死を直前にしてレーニンはロシアにおける社会主義建設について正しい立場んたつことができておたのでした。

注）　ユーゴスラビアにおける自主管理と経済計算、そこにおける労働組合企業の果たした役割など、追求されるべき問題は多いのですが、又の機会にしたいと思います。

2―(1)　政治過程論における戦術思想

私は政治過程論における大戦術と小戦術論を前回引用しました。ここにはいろいろと点検しなくてはいけない問題がありますが、最大の問題は「二重権力」の問題です。これを政治過程論は「ロシア革命の教訓からレーニンによって発見されたこのプロレタリア革命の基本原則は現代もなお完全な有効性を持っている。この二重権力の状態を媒介せずして、ブルジョア議会において独立をおいつめ孤立化させて社会主義革命をなどということは幻想にすぎない。」というようにプロレタリア革命の基本原則として主張しています。これは明らかな誤りです。レーニンが「4月テーゼ」でのべているように、二重権力の状態というのはブルジョアジーが権力をとっているけれども、それをプロレタリアートと農民の権力「ソヴィエト」が認めているという「二重権力」の状態を指すのであって、このような状態は労働者・農民がブルジョアジーに対して動揺していることを示すのであって、決して自己目的化すべきものではありません。

ところがこの「二重権力」思想は「トロツキー・ロシア革命史」における「二重権力」思想の展開の影響もあって拡大してゆきました。第三期論における竹野厳論文「イタリアにおけるジャコバンとジロンド」にもその拡大の影響は明らかです。竹野厳論文にはトロツキー「永続革命論」の影響も見えますが、私としてはいわゆる四月テーゼと労農独裁をめぐる一連の論争に関しては当時の段階では八木沢二郎「ロシア革命におけるレーニンとトロツキー」の立場が相対的に正しかったと考えています。

後に至って日向翔君も「二重権力」思想をトロツキーに依拠して展開しますが（『次はなにか』など）、これは日向君によると反帝統一戦線論ということになっていたようです。しかし、日向君は理論戦線6号（若きボルシェビキ？号）で政治過程論を批判して登場したのですから本来は政治過程論の戦術思想の根幹たる二重権力思想を批判しなくてはならなかったのです。

ところが日向君は大戦術・小戦術論を表面的にとらえて批判したに終わり、ルカーチの批判を展開するといったことに流れ（それはそれで必要なものでしたが）、もっとも肝心な問題では政治過程論の戦術思想の根幹たる二重権力思想と一致していたのです。ここに日向派の出生にからむ矛盾があります。この矛盾を誰も（当時の各フラクション）指摘しなかったことも大きな問題であるといえます。

2―②　政治過程論における戦術思想と党機能論

日向君の政治過程論の批判の根本は政治過程論には党組織論がないということでした。党組織論といってもいろいろありますが、日向君は党組織論（党主体論）がないということが言いたかったのです。日向君のその考えはそれとして正しいものでした。問題は政治過程論の戦術思想と組織思想が結び付いており、その組織思想の本質が党機能論にあったのではないかということにあります。党機能論というのはなかなかに理解しがたい組織思想です。これについては以下一連の説明が必要です。しかし少なくとも日向君は政治過程論の組織思想の本質たるこの党機能論を見逃すことによって折角の党本質論の強調自体を空論化させる結果に終わっていたといえるでしょう。それではこの点につき「季節（5号）」掲載の芳村三郎と佐久間元の論争の検討から始めてみましょう。

②　この論争はなかなかいりくんだものなのでその全部について説明する余裕はありません。芳村三郎のソヴィエト論などについてはこの際省略します。ただ芳村三郎は（一四七p）黒田組織論を批判し、また『とにかく、ソヴィエトも、党も、この両者の内的関連の解明のうちに現代革命の将来を決定するすべての鍵が存したのである』（エスエル出版会、「季節」五号、p一五三）と強調していたことを延べておきましょう。結論的にいって芳村三郎は現代革命

の組織論について七つのテーゼに整理しています。

これも全部を説明することはできませんが、『（一）現代革命の組織論を本質論として展開しようとするなら、労働者階級の自己解放の理論としての階級の形成とその自己止揚の論＝自己権力論を追求することがおこなわなければならない。党組織論はその一構成部分にすぎない。（二）略　（三）しかし、労働者階級の・・解放のためには、資本がその経済的支配の道具として政治的特権を利用している以上、まずもって「政治権力の獲得が主要義務」になるのである。自己権力は、労働者階級の直接的政治権力に高まらなければならないのである。そのためにはプタリアートは、政治権力を奪取する武器・政治政党に自らを組織しなければならない。

（四）この政治政党はプロレタリアートの政治権力を奪取するための最高の政治指導部として、階級の掌中にある手段であり、階級の一部分である。・・以下略・・。

（五）・・はその政治的機能において評価されなければならない（傍点筆者）

（六）略

（7）最後に党は、労働者階級の権力奪取のための道具、手段であるから、革命が勝利した暁にはその役割を終える。党は無用の長物として消滅するのである。けれども党は自然には消滅しない。コンミューンの四原則を体現したすでに死滅しつつある過渡期国家としての自己権力と異なり、権力奪取手段の政治組織としての党には自己止揚の内的論理などは存在しない。党は意識的に廃止しなければならないのである。そうしないかぎり党は生き続け、権力に参与することによって、死滅する傾向をもつ自己権力にとってかわる閉鎖的な権力集団に転化するであろう。革命家は常に党に対する反逆の精神をひめて闘争に参加しなければならない。蜂起と権力奪取の頂点において、この反逆精神は、その偉大な役割を顕現し革命を真に革命として成就するであろう。』（同上p一五八～一五九）

芳村論文は最後に黒田組織論序説について批判して終わっています。

『すでに指摘したように、黒田組織論序説は、組織本質論を前衛党組織論として展開しようとする問題のたてかたそのものにおいて誤っている。これが第一の問題点。

次に、そこから、一方では党の革命の「手段としての意義」を強調する立場と、他方、党を革命的共産主義者の「共同体」すなわち「実現さるべき将来社会の萌芽形態であり、共産主義的人間にとっては『永遠の今』としての意義をもつ」という自足的なものとみなす立場との不可避的な分裂が生じている。（同上p一五九）』『・・中略・・党は権力奪取のための政治組織以外のなにものでもないのであり、現代の政治そのものがもつ疎外諸形態において成立しているのである。』（同上p一六〇）

『黒田組織論の第三の難点は、党の自己止揚の論理を何の証明もなしにオプチミスティックに信じている点である。・・中略・・政治組織としての党には、自己自身を不断に強化し、権力に同化せんとする逆の論理が存在しているのだ・・中略・・党は権力を掌握した自己権力によって意識的に廃止されねばならない。革命はすべて変革しなければ革命ではない。』（（同上p一六〇）

芳村三郎の主張は「独占支配構造と交錯する抑圧されたプロレタリアートの階級意識をスターリニズムからも自由に解放するためには、本質において、官僚制を拒否する組織を創造しなければならない。そのための党組織論の構築は、古典的「前衛党」概念を徹底的に解体して、それをプロレタリアートの自己権力論の一環として再構成することによって可能となるでろう。」（p一四七）として黒田組織論を批判し、ソヴィエト論（自己権力論）の強調からいわゆるスターリン主義の党独裁に、階級独裁を対置し、党による階級の代位、党によって階級が革命の素材化されることに反対するものでした。そして「党はその政治的機能において評価されなければならない」（同上一六〇）と組織論において党機能論を主張し、黒田組織論を批判して、党本質論を否定したところに特徴があります。

党による階級への代位をさけようとすれば「党はその政治的機能において評価されなければならない」（同上）というわけです。

その他の引用文、たとえば「党は権力奪取のための政治組織以外のなにものでもないのであり、現代の政治そのものがもつ疎外諸形態において成立しているのである」（同上一六〇）には、第二次ブントは結局このような芳村三郎の考え方と一致していたのではないかとおもわせられる点があり、今も芳村論文の生命力がのこっているゆえんですが、芳村にたいして佐久間元は次ぎのように反論しました。

③　「芳村は、党の本質論をふまえず、それをただ機能主義的にだけ解釈したために、官僚主義への失望のあまり組織にたいする過大評価を裏返さざるをえなくなったが、またプロレタリアートの自己権力がまさに、政治権力であるという本質を看過してしまい、疎外された人間活動であるプロレタリア独裁の政治を理想的に単純化する誤謬におかされ、歴史的にいくどとなくくりかえされてきたサンジカリズムの見事な表現にゆきつかざるをえなかったのである。そこでは、プロレタリアートの自己権力はあるが、それが機能するうえでの政治という媒介項はぬけおちてしまっている」（p一七三）「かれが、『もちろん、「政治支配と国家そのものの死滅に導く一切の前提的条件を創造する」ならば党は消滅する。しかし、その「一切の前提的諸条件」のなかには、党の廃止が絶対的な条件としてはいっているのだ』と主張するのをきくと、党は政治の結果ではなくて原因であるかのように錯覚しているのがよくわかる。これが、党の機能主義的把握の極端な結果であろう。（同上p一七三）「ロシアのプロレタリア大衆の低い文化水準は、缶詰の輸入という実務の一つに、ボリシェヴィキ党の政治局員カーメネフの手をわずらわせているといってレーニンは嘆かねばならなかったが、このような現実のプロレタリア的政治の場にプチブル出身者が大量に登場してくる。プロレタリアートの意識的部分による共産主義的未来を展望する政治指導なしには、ロシアのプロレタリア権力はたちまち反革命とプチブル的動揺に足をすくわれてしまったはずなのである。われわれは、芳村と反対に、過去二〇年も分派の禁止なしに活動してきたボリシェヴィキ党が、革命後のこの時期に分派の禁止という官僚制支配への危険な道に踏み出さざるをえなかった歴史的に困難な状況をみてとる必要がある。それはまさに、世界革命の遅延によって誘発されざるをえなかった労働者国家ロシアの非プロレタリア的諸契機の増大という事情にほかならないのである。それは悲劇的ですらあった。

プロレタリア権力の下における党の指導は、常に官僚制支配という姿をとらざるをえないといわけではない。党機関はソヴィエト機関と有機的に結合し、融合していって、ソヴィエト機関にも党機関にも存在する官僚主義を排除してゆく。こうして、たとえば労農監督部は、例外なくすべての機関に関係して、プロレ

一九頁下段へ続く